

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開と

その帰結

——セルボーン卿総合法科学学校設立法案に関連して——

深尾 裕 造

はじめに

近代イングランドの法曹養成制度の特色は、バリスタ、ソリシタという二元的法曹養成制度を基礎に、国家ではなく両法曹団体が法曹資格付与権限を持ち、法曹養成に大きな役割を果たしてきたことに求められる。この体制は、第二次大戦後の大学教育の拡充によって法曹養成に占める大学法学部教育の比重が増大し、さらに近年には、サッチャー改革に伴う競争的市場原理の導入によって法律サーヴィスの独占の解体が試みられ、大きな変容を迫られてはいるものの、基本的には維持されている。⁽¹⁾

しかし、一九世紀前半の時点に立って見るとき、ウェストミンスターの法廷弁護士たるバリスタとコモン・ロー裁判所での訴訟事務を扱うアトニー、衡平法裁判所での訴訟事務を扱うソリシタという、二元的な法曹制度それ

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

自体は、決してイングランドに特有なものではなかった。アドボカートウスとプロクラートルという二元的法曹制度は、中世教会法以来のヨーロッパにおける伝統的システムとして、一九世紀前半においても、なおヨーロッパで一般的に維持されており、スコットランドではアドボケイトとライター・オヴ・シグネットとの間で、フランスでもアヴォカとアヴェエとの間で、法廷弁論と訴訟事務との分業が行われていた。⁽²⁾ フランスにおける分業はイングランドほど徹底していなかったといわれるが、一九世紀後半になっても、ロー・タイムズ誌に連載されたフランスの弁護士の論説によれば、若手のアヴォカはその仕事の九五%をアヴェエに依存していると説明されている。両者の発展の相違は、分業の存在より、むしろ、フランスでは、両法曹に共通の大学法学部教育が存在したのに対し、イングランドでは大学法学部教育がコモン・ロー法曹養成において中心的地位を占めなかったことであつたといえよう。⁽³⁾

イングランドにおける科学的・体系的法学教育、法学教師の不在を問題とし、体系的科学的法学教育を提供する法学校の設立を目指した一八四六年の法学教育に関する議会特別委員会報告は、近代イギリス法学教育改革全体の出発点をなすが、一九七一年法学教育委員会報告書が、過去百数十年間を一八四六年委員会報告を実現するための戦いであつたと称しているように、「科学的、体系的」法学教育制度がイングランドに本格的に定着するに⁽⁴⁾は、前述の如く第二次世界大戦後の大学法学教育の拡充期までまたざるをえなかったのである。

しかし、一八四六年の法学教育特別委員会報告とそれに続く時代は、自由主義の黄金時代乃至一九世紀改革の時代といわれる時代であり、公開の資格試験制度に基づく様々な近代的プロフェッションが生み出され、ジェントルマン的プロフェッションとしてのバリスタも、新たなプロフェッション理念への対応を迫られた時代であつ

(5) 他方、地方産業都市における訴訟の増大を背景にアトニー／ソリシタ層は法律プロフェッションとしての地位確立のために、いち早く公開資格試験制度を導入するとともに、バリスタとの地位の対等化を目指していく。一九世紀半ばには、スコットランドでは両法曹の共通教育が実現しており、イングランドでも同時期に、バリスタとアトニー／ソリシタの融合運動や共通教育運動が活発化する。しかし、イングランドでは、両法曹の共通教育をめざした法科大学乃至総合法科学学校設立運動は大きな広がりを持つ運動として発展しながらも、最終的に挫折してしまう。近代的プロフェッションの標識がその学識性に求められるとするならば、各プロフェッションに共通な大学法学教育の成立がプロフェッション間の不要な垣根を取り除く有用な手段となり得たはずであった。その意味では、この運動の挫折が、その後の後のイングランドの法曹養成システムのあり方を決定付けたと言えなくもないのである。

このセルボーン法案に代表される一九世紀後半の法科大学設立運動の成立と挫折の過程を検討することによって、イングランド近代法曹養成制度の特質を探ることを本稿の課題としたい。

第一章 一九世紀法曹養成制度改革の諸前提

一九世紀後半法科大学設立運動の意義を理解するためには、改革期前のイギリスの法曹団体の姿を確認しておく必要がある。

近代的プロフェッションはある種の独占的知的職業団体であって、その市場の独占的支配がその資格試験制度によって保たれ、社会的に承認されているものと理解される。日本の弁護士も毎年の新規参入者を人数的に限定

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

した独占構造を国家による資格試験制度によって保証されているわけで、この独占を正当化しているのが、資格付与に課される厳しい試験なのである。この公開試験制度による専門的学識性乃至技能の証明という近代的プロフェッションの基準から見ると、一八世紀から一九世紀前半にかけてのイギリスのバリスタは極めて奇妙なプロフェッションであった。⁽⁶⁾

法曹院とバリスタ

ウェストミンスターの裁判所で活躍する法廷弁護士⁽⁷⁾の総称となるバリスタという名称も、元来は、模擬裁判を中心とする教育訓練制度の整備に伴って形成された法曹院内部の地位に過ぎず、バリスタ資格付与 (Call to Bar) はウェストミンスターの上位裁判所での弁論権とは何ら関係がなかった。彼等の属していた法曹院の管理運営権を掌握していたのも、バリスタではなく、ベンチャーと称する、もう一階層上の法曹達であった。さらに、サージャント・アト・ローと称する民訴裁判所弁論権を独占していた最上級の法廷弁護士達は、法曹院ではなく、裁判官達と共にサージャント・インという宿舎に属していた。バリスタの呼称が法廷弁護士の代名詞になっていくのは、シルクと称されることになる国王顧問弁護士が創設され、国王顧問弁護士に任命されたバリスタがサージャント・アト・ローに対する上席権を確立するとともに、出身法曹院のベンチャーに自動的に昇進する慣行を生み出すようになってからである。⁽⁷⁾したがって、法廷弁護士としてのバリスタの身分の確立していく過程は、法曹院内部の教育訓練制度に基づく旧来の位階制度と、バリスタ身分を生み出した教育訓練制度それ自体が崩壊していく時期と重なるのである。⁽⁸⁾

かくして、一八世紀から一九世紀前半にかけて、法曹院では組織的な法学教育は行われず、また、法曹院入会者もバリスタ資格をとって実務法曹となることを目指したわけでもなかった。実際、一九世紀半ばでもバリスタ資格を取得したのは入会者の半数を少し超える程度であった。⁽⁹⁾

バリスタ資格付与は、依然として各法曹院の内部問題であり、資格付与要件は法曹院毎に異なっていたが、改革期直前の調査が示すように、概ね、会期遵守義務 (Keep Term) と称される各期毎の会食に、定められた期間、定められた回数参加すればバリスタ資格が付与されたのである。それ故、バリスタ資格の取得それ自体は、法廷実務での成功を保証するわけでもなかった。⁽¹⁰⁾ アダム・スミスが『国富論』で述べたように、一八世紀末の法廷弁護士は、詩人や哲学者として成功する人が稀であるように、二十人に一人という、特別な才能のある人しか生き残れない極めて競争的プロフェッションであったのである。⁽¹¹⁾

法曹院の側でも、バリスタ資格付与を人数的に制限することによって、市場の独占を維持しようとする努力も行わなかった。むしろ、実務法曹を目指さない貴族やジェントルマンの子弟を会員に迎えることが、法曹院のプロフェッションとしての地位の確立に寄与すると考えられたからである。⁽¹²⁾ 従って、当時のコモン・ロー実務法曹の実態を知るうえでは、法曹院よりも、六管区の巡回裁判区毎に各区十から五〇名程度で組織された少人数の閉鎖的職業団体としての巡回裁判区弁護士団會食会 (Circuit Bar Mess) を分析対象とする方が適しているかもしれない。⁽¹³⁾

このことは、一八世紀におけるバリスタの地位の確立過程を概観すれば一層明瞭となる。バリスタは一六世紀後半から一八世紀半ばのプロフェッション化の確立過程で、三百代言 (Pettyfogger) と称され、社会的信用を落

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

五

としていたアトニー二層を法曹院から排除し、雇われ身分的、書記的職業から区別された統治者階層として、自らを古代の貴族的雄弁家になぞらえることによって、バリスタ職を、自由人的職業として、ジェントルマン的プロフェッション化を目指していったのである。⁽¹⁴⁾ この特質は一八五二年に制定された法曹院の統一入会申請書の推薦文においても維持されている。統治階層たる自由人の資質として、書記的職業たる事務弁護士業務排除規程とジェントルマンとしての名望 (Respectability)こそが入会許可条件の根幹をなしているのである。⁽¹⁵⁾

このジェントルマンとしてのレスペクタビリティこそが司法統治に係わる条件であり、上位裁判所での弁論権の基礎でもあったわけである。即ち訴訟依頼人の私的利害関心に左右されず、公共善のために、公正な議論を展開しうる資質が重視されたのであり、バリスタの営業にかかわるさまざまなエチケットもここから生じてくる。バリスタの象徴とされる髪 (Wig) を被ったあの姿や、謝金 (honorium) と称する慣行が形成されるのもこの時期なのである。⁽¹⁶⁾

もちろん、学識性の問題を全く無視しえた訳ではない。一九世紀司法改革以前には、訴訟方式の知識が、コモン・ロー法曹の知識の核を占めていた。アトニーを書記的職業として排除したバリスタも、訴答作成弁護士 (Special pleader)、訴状作成弁護士 (Equity draftsman) や不動産譲渡弁護士 (Conveyancer) は排除し得なかった。実際、実務法曹を養成したのはこれらの専門化された弁護士達であったし、後に、大学教師とともに法律教科書の作成を担うこととなったのも彼等であった。⁽¹⁷⁾

しかし、こうした徒弟制的な法曹養成の在り方は、実務バリスタの数が少数であった時代には機能しえたとしても、一九世紀後半、実務バリスタ志望者が急速に増大し、バリスタ数自体が急増する時代には急速にその適合

性を失うこととなった。一八四六年の法学教育改革特別委員会が、科学的・体系的法学教育の不在、大陸のような偉大な法学者、法学教科書の不在を嘆いたのもまさに、このバリスタ数の増大に対し一八世紀的法曹養成システムが最早機能しなくなってきたことを意味していた。しかも、法曹院の教育システムを実質的に支えていた訴答作成弁護士や訴状作成弁護士といった専門法曹階層は、訴訟方式の廃止と共に消え行く運命にあったのである。⁽¹⁸⁾

アトニー／ソリシタ

他方、法曹院から排除されたアトニー／ソリシタであるが、各法曹院がバリスタ資格付与権を持っていたのに対し、アトニー／ソリシタは裁判所の監督下にあり、資格付与権乃至登録権限は裁判官に委ねられていた。また、ロンドンの法曹院で共住生活をおくるバリスタと異なり、訴訟依頼人と直接接触する中で地方法実務を担うアトニー／ソリシタは、地方に散在しており、彼らを全国的に統合する組織もなかった。一八世紀初めに、訴訟手数料改定問題と不動産譲渡業務の独占をめぐるロンドン代書人組合との争いを契機に、The Society of Gentleman Practisiers in the Courts of Law and Equity (一七二九年)が設立されるとともに、ロンドンにおけるアトニー／ソリシターバリスタ間の分業関係が形成されていくことになる。しかし、アトニー／ソリシタの大部分は地方法曹であり、産業革命によって急速に拡大しつつある地方法実務の實質的な担い手となっていた。⁽¹⁹⁾ これら地方アトニー／ソリシタも一八世紀末から一九世紀前半にかけて、地方毎に法律協会を設立しはじめる。これらの団体形成運動の中心的課題となったのが、名望 (Respectability) の確保と法律図書館 (Law Library) の充実

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

七

であった。また、彼等の運動に合わせて法律ジャーナリズムも誕生することになる。⁽²⁰⁾

一八二七年には、法律図書館の設置を主要な目的の一つとして、首都ロンドンに法律協会 (Law Society) が設立され、一八三一年に特許状を得て法人団体 (Incorporated Law Society) になる。後にアトニー／ソリシタ (以下、ソリシタと略記) の全国組織となるこの協会も、設立時は、全国で凡そ八千名余りのソリシタの内、わずか二九二名の会員を組織していたにすぎず、その後、一九世紀半ばにいたっても、その会員は、ほとんどロンドン在住の会員で占められており、ウェストミンスターの裁判所の御膝下であるためバリスタとの分業関係が発展していたという特殊な事情を除いてみれば、実態としては、ロンドンのソリシタ協会にすぎなかったのである。⁽²¹⁾

ソリシタのプロフェッション化への新たな動向

一九世紀にはいると、ロンドンのソリシタ協会 (Law Society) はプロフェッション確立のために新たな方向を打ち出していく。一八三六年に始まるアトニー／ソリシタ資格試験制度の実施である。資格試験実施に先立つ一八三三年からはソリシタ協会で法学教育が開始されることになる。資格試験実施主体は未だ裁判所であり、最終的には受験者全員が合格するという結果ではあったが、公開資格試験による資格付与という近代プロフェッションの新しい原理をいち早く打ち出したものであった。⁽²²⁾ こうした、全国的公開資格試験の前提となる知識の標準化も、一八四五年には、ブラックストンを近代化した、ステイブーン (Stephen, Henry John, 1787-1864) 『新英法註釈』 (New commentaries on the laws of England) の出版によって達成されることになる。⁽²³⁾

この試験制度は、一八六〇年には、予備試験、中間試験、最終試験という三段階の試験として整備され、ステイ

ブンはその後、中間試験のための標準的教科書として、二二版を数え一九五一年まで出版されつづけることになる。当時の教育改革の有力な手段であった、優等試験制度や、賞金制度も一九世紀後半に向けて整備されていくことになるのである。⁽²⁴⁾

一九世紀の法学教育改革運動を支えたのも、このソリシタ層のプロフェッション確立運動であった。しかし、既に中央でバリスタとの分業体制を確立したロンドンのソリシタと、勃興する地方産業都市で裁判実務全般を担ってきた地方ソリシタとの間には、運動の展望に大きな相違があった。この相違が如実にあらわれたのが、一八四六年の地方民事裁判所法を巡る対立であった。この法律は、私法律で個別的に設立されてきた旧来の小額債務裁判所を改組し、中世以来の地方裁判所の訴額制限 \parallel 四〇シンリグ・シーリングを撤廃して、訴額上限二〇ポンドの地方裁判所を全国的に整備するという、近代民事裁判制度の端緒となる画期的改革を行うものであったが、この地方民事裁判所の裁判官には排他的にバリスタから選任されることになったため、従来、法知識を備えた地方名望家として小額債務裁判所を支えてきた地方ソリシタ層は裁判官席から完全に排除されることになったからである。地方法曹は妥協的なロンドンのソリシタ協会 (ILS) に対抗して、首都 \parallel 地方法律協会 (Metropolitan and Provincial Law Association) を設立する。法科大学運動を支えることになるのもこの地方法曹組織であったのである。⁽²⁵⁾

一八四六年法学教育改革委員会報告とバリスタ教育改革の動向

法曹院でも教育改革が全く行われなかったわけではない。一八四六年の法学教育改革特別委員会報告以前にも、

一九世紀後半イギリス法曹養成制度の展開とその帰結

ミドル・テンプルでは、法理学、ローマ法の講義が開始されており、バリスタ資格要件には講義への出席が課されるようになっていた。一八四六年委員会報告以降、改革派バリスタによる法科大学への改組の動きが現れるが、法曹院では、これに対抗し、一八五二年に四法曹院合同で法学教育評議会を設置し、法理学・ローマ法、不動産法、コモン・ロー、エクイティ、憲法・法史学の五講座を整備し、講義への出席もしくは試験合格をバリスタ資格付与の条件とする改革で幕引きをはかることになる。

法科大学派は新たに一八五五年法曹院調査報告書で学位授与権を有する法科大学設立案の勧告を引出し、法曹院教育評議会も公開試験義務付を提案するようになる。しかし、四法曹院の合同委員会は、従来批判が絶えなかった法曹院への入会問題に関して、初めて入会試験(英語・ラテン語十イギリス史、大学公開試験合格者の免除)を課すこととしたが、バリスタ資格に関しては、五二年改革の、講義への出席、もしくは試験への合格という要件に加え、バリスタ事務所での実務修習という旧来の方式を復活させたために、バリスタ資格試験制度は結果的に骨抜きとなってしまう⁽²⁶⁾。

地方裁判所の成功と地方ソリシタの繁栄、地位の向上

地方ソリシタは、新設の地方民事裁判所の裁判官席から排除されたものの、法廷弁論権については、ウエストミンスタの裁判所のようなバリスタによる独占はなかった。地方民事裁判所でも、同一事件でソリシタが訴訟代理人と法廷弁護士を兼務することは禁ぜられることにはなるが、ソリシタの法廷弁論権そのものが認められなかったわけではないので、地方民事裁判所で法廷弁論に長けたソリシタが現れてきても不思議ではなかった⁽²⁷⁾。

当時、地方バリスタ事務所が新興の産業都市に出来つつあったとはいえ、膨大な地方の訴訟を処理するには十分でなかったこともこの傾向に拍車をかけた。⁽²⁸⁾一八四六年の地方民事裁判所の成功以来、地方民事裁判所は訴訟額、裁判管轄権を拡大し、一八六七年までには、ほとんどの訴訟を吸収し、八〇%以上の民事事件は地方民事裁判所で始まることになる。⁽²⁹⁾このように急速に重要性を増していった地方民事裁判所の訴訟業務を担ったのが、地方ソリシタであり、彼等にとっては、訴訟代理と法廷弁護とは同一プロフェッション内の機能的な分業以外の意味がないことになる。言い換えれば、地方の裁判所ではアメリカ型の発展が生じていたといえるのである。従って、この時期に地方の法曹からフュージョン論という両プロフェッションの融合論がでてくるのは、このような地方民事裁判所の発展の当然の帰結であった。

このフュージョン論の背景には、一九世紀司法改革のもう一つの重要な柱、訴訟制度改革が隠されていた。一八七五年最高裁判所規則による中世以来の伝統的な訴訟方式の最終的廃棄は、バリスタの法実務の技術的要素の核を奪い、実質的に実務バリスタ養成の役割を担ってきた訴答作成専門弁護士や訴状作成弁護士、不動産譲渡専門弁護士の階層を消滅させることになった。いわゆる、メインのいう訴権法から実体法への移行であるが、同時に、このことによって、バリスタとソリシタを分かつ法学識上の区別が極めて不明確なものとなっていったからである。⁽³⁰⁾

第二章 法科大学設立運動の成立と展開

法科大学設立運動の発端——ジェヴォンズ報告

一九世紀後半イングラランド法曹養成制度の展開とその帰結

バリスタ、ソリシタ両法曹の共通教育を目指すセルボーン法案の基礎となる法科大学設立構想がリヴァプールのソリシタ、ジェヴォンズによって提案されたのも、こうした地方法曹協会の大会であった。一八六八年九月二五日に開催されたりーズ法律家協会の会合ではハンネン (Hannen) 判事を中心に進められていた両法曹団体の融合論が主要な議題とされ、近隣都市の有力地方法曹団体を招待した大きな大会となった。

ジェヴォンズの主張を要約すると、一八三七年から一八六七年までの三〇年間で、ソリシタの数は九、七一九人から一〇、四四二人とほとんど増えていないのに、バリスタ数は一、四三四人から四、六四〇人へ三倍以上に急増し、その結果、ソリシタ／バリスタ比は七対一から二対一へと激変した。このバリスタ人口過剰の原因の一つは、政府官職をはじめとする実入りの良い役職の就任資格がバリスタに独占されていることにある。このことが、官職に就く成功の望みのないバリスタ、また、法廷の実務に就く意図もないバリスタを増やしているのである。しかも、バリスタ資格付与には制定法上もコモン・ロー上も規制がなく、法曹院は実質上、「閉鎖的ギルド」となってしまった。現在では、バリスタもソリシタも同一の家系から出ており、出身階層の差はない。しかも、ソリシタは三段階の厳しい試験でソリシタの法学識を基礎付けているのに対し、一八四六年の法学教育特別委員会報告以降、なされた改革も、無試験でバリスタになる道を残しており、バリスタの法学識を保證するものでもない。各国の法曹制度も二分制が一般的であるが、アメリカでは実質上の差はなく、また、大陸でも、イングランドやスコットランドのような、訴訟依頼人のバリスタへの接触を禁じる厳格な区分はない。

こうした状況の改善案として、両プロフェッションの融合案と、バリスタ―ソリシタ間の転職を容易にする道とが提案されているが、ジェヴォンズは第三の道として、ソリシタ、バリスタの共通法学教育の推進を主張する。

この実現のために、法曹院、法曹予備院の収入からの支援の下に「中央法律大学 (Central Law University)」の設立を提起するのである。

この会議に招かれていた、近隣の有力地方法曹団体、マンチェスター法律協会、リヴァプール法律協会、バーミンガム法律協会、ニューカースル法律協会、ハル法律協会の代表によって、諸役職からのアトリーニ排除に対する反対決議が採択されるとともに、ジェヴォンズを名誉事務局長とする、法科大学設立のため臨時審議会が設立され、バリスタ団との協議の準備を行うことが決議され、ここにバリスタ・ソリシタの共通法学教育を目指す、新たな法科大学設立運動が始まることになるのである。⁽³¹⁾

法科大学設立運動の展開——法学教育協会の設立

ジェヴォンズの報告は、ロー・タイムズ誌一〇月三日号に転載され、広範な社会的反響を呼ぶことになる。エノミスト誌の主幹として、ノースコート・トレヴェリアン報告以来の公務員公開採用試験制度の実現に向けて健筆を揮ってきたバジョットは、フォートナイトリイ・レヴェウ誌で形式に堕した法曹院の教育制度を、自らの経験も踏まえ、厳しく批判するとともに、ジェヴォンズ報告への全面的支持を表明した。⁽³²⁾

法科大学設立運動の実現のためには、マスコミの支援と共に、法曹界の有力者の支援が不可欠であった。ジェヴォンズは、前年度のロンドン大学で開催されたソリシタ修習書記全国大会の議長講演を引受け、法曹教育への熱意を公にしていた前法務長官パーマー（後のセルボーン卿）に働きかけ、バリスタ・ソリシタの共通教育を行う法科大学設立を目的とする法学教育協会が設立されるのである。⁽³³⁾

一九世紀後半イングラント法曹養成制度の展開とその帰結

パーマーや改革派のバリスタにとっては、一八四六年法学教育特別委員会報告、一八五五年法曹院調査委員会報告がめざしたドイツやフランスに比肩しうる体系的科学的法学教育を行う法科大学を設立するチャンスであった。⁽³⁴⁾ 他方、ソリシタ教育については、資格試験制度は充実してきているものの、その準備のための教育は体系的とも科学的とも言い難いままであった。眼をイングランド同様な二元的法曹システムを有するスコットランドに転じれば、既に、両法曹の大学での共通教育が始まっているのではないか。かくして、イングランドの法学教育の現状を改善の運動をすすめるために、①法曹を志す学生の教育のための法科大学の設立と②両法曹の資格を学際的教育試験と公的試験機関による試験との結合に基礎付けることを目的とする法学教育協会の設立が呼びかけられることとなった。⁽³⁵⁾

法曹界の頂点に向けて上り坂にある前法務長官パーマーの呼びかけに、民訴裁判所長官、財務府裁判所長官、副大法官ら有力法曹らの賛成を得て、法学教育協会の設立総会がリンカンズ・インのホールで盛大に開催され、パーマーを議長に、クエイン判事を事務局長に選出した。この設立総会には、オックスブリッジの法学教授陣、さらには、未来の教授たるダイシーやホランドも執行委員として参加することになる。かれらは、既に教授職を得ていたブライスとともにマンチェスタ、リヴァプールでの地方法学学校の設立に携わっていた。しかし、地元のロンドン大学からの参加が、キングズ・カレッジのエイモスのみであったことが、この運動に影を落していた。⁽³⁶⁾

法学教育協会案に対する両法曹団体の対応

法学教育協会執行委員会は学位授与権を有する法科大学設立案を、一八七〇年十一月一八日付けで関係団体に

送付した。翌年二月には、バジョットがエコノミスト誌で、この法科大学案を、より穏健な案として好意的に取り上げ、法科大学設立を求める運動は大きな広がりを見せることとなる。⁽³⁷⁾ところが、肝心のロンドンのソリシタ協会の執行部は、法学教育協会との質問状の交換後、極めて消極的な評議会決議を三月に採択することになる。バリスト・ソリシタの分業関係が確立したロンドンのソリシタ上層部にとっては、既に確立したソリシタ内部での指導的地位の不安定化に対する恐れがあったものと考えられる。これに対し地方ソリシタを中心に強力な巻き返しが行われ、四月一八日、二八日、五月一二日と三度に亘り特別総会が開催され、新たな法科大学の運営におけるソリシタ協会と法曹院との対等性確保を条件として賛成案が採択されることになるのである。⁽³⁸⁾六月にはバートミンガムで開かれていたソリシタ資格試験を目指す法学生大会は総会で賛成決議を上げ、首都圏地方法律協会は、庶民院に法科大学設立請願を提出、若手、地方法曹を中心に運動は大きな広がりを見せた。⁽³⁹⁾

他方、法曹院からも、多くのバリストが法学教育協会に参加しており、早い段階で 그레이ズ・インとミドル・テンプルは賛成の意向を示していた。しかし、パーマーの出身法曹院で、法学教育教会設立総会が開催されたり、カンズ・インの評議員が反対の急先鋒に立ち、一八七一年六月二二日の四法曹院合同委員会は法学協会案反対の報告をまとめることになった。それと同時に、合同委員会は、法科大学設立運動への対抗策としてバリスト公開資格試験の義務付けを勧告する。「資格試験の時代」といわれるこの時代に、バリスト資格のみを例外とするわけにはいかなくなっていったのである。⁽⁴⁰⁾

セルボーン決議案

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

法曹院の内部改革の困難を眼前にして、この現状を打破するために、一八七一年七月一日パーマーは庶民院に法科大学設立のための決議案を提出し揺さぶりをかける。この決議案では、ソリシタ協会との協議でも疑問が出され、また、ロンドン大学との対立を孕むこととなる「大学」という名称と学位授与権の問題を回避し、名前を「総合法科学学校 (General School of Law)」と改め、学位授与権の問題とは切り離し、試験による営業資格授与という二点のみを掲げて、総合法科学学校設立決議案の通過が目指された。⁽⁴¹⁾

議会外でも、前大法官のセント・レオナードズ卿からは設立基金として四〇〇ギニーの寄付金の申し出が為され、また、全国から四〇〇名のバリスタ、約六〇〇〇名のソリシタの決議案賛成署名が集められることになる。当時ロンドンにあったソリシタ協会が組織していた会員が総数三〇〇〇名、全国の登録ソリシタ総数が一〇、〇〇〇名であったことを考えると、短期間で六割の署名が集まったことになる。⁽⁴²⁾

法曹院側はこれに対抗して六月二二日報告の採択を急ぎ、一月三十一日以降入会の学生にバリスタ資格付与試験の義務付けの方向を確認し、翌一八七二年から、バリスタ資格付与試験が初めて全員に義務的なものとして実施されることとなるのである。⁽⁴³⁾

議会内では、記録長官ジュッセルをはじめとするとロンドン大学出身の議員が決議案に対し激しく執拗な反対討論を展開した。⁽⁴⁴⁾パーマーが議長を勤めたソリシタ修習書記協会の年次大会がキングズ・カレッジで開催されたように、ロンドン大学はソリシタ教育に一定の役割を果たしてきていたからである。首都ロンドンに法学の学位授与権を有するもう一つの大学が出現することは、ロンドン大学の学位授与権の侵害と理解されたのである。同時期にロンドン大学法学博士号の学識性の高さを疑う議論が法律新聞をにぎわしたことも、ロンドン大学出身者

の態度を硬化させることとなったのかもしれない。⁽⁴⁵⁾ 決議案は、激論の末、翌年三月一日一一六対一〇三の小差で否決されることになる。時の政府の支持が得られない中、キャスティング・ヴォートを握ったのはロンドン大学出身の議員達であったのである。

セルボーン法案——法曹院民主化法案と総合法科学校案

決議案の否決によって、法科大学設立の運動が直ちに終わったわけではない。設立運動自身の盛り上がりは続いていた。⁽⁴⁶⁾ 何よりも、法学教育協議長のパーマーが法曹界のトップの大法官に昇進することが見込まれていたからである。一八七三年一月、再びリンカンズ・インで開催された法学教育協会の年次総会で、パーマーは大法官就任に伴い議長職を辞すことになるが、これによって総合法科学校設立への期待は、むしろ大きく膨らむことになる。この総会では、法曹院の保守的指導部に対する対抗策として、法曹院組織そのものの民主化が新たな課題として提起されることになる。多数のバリスタが設立運動を支持し、四法曹院中、二法曹院が賛成していたにもかかわらず、最終的に法曹院全体が反対派に回り決議案が否決されたのは、法曹院の運営組織が自選団体たる評議員（ベンチャー）層に委ねられており、しかも、評議員の中でも改革意欲に富んだ有能な評議員の多くは実務に忙しく、法曹院の運営に関与する時間がないからである。このように現在の法曹院の機構は、実質的に、旧慣を墨守する保守的評議員に委ねられており、法曹院の運営機構は多数のバリスタの意見を代表する民主的な機構となっていないことが法科大学設立の最大の障害となっている⁽⁴⁷⁾のである。

セルボーンは一八七三年裁判所構成法によって最大の課題であった上位裁判所の統合を実現すると——ここで

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

も彼は裏切られることになるのであるが——一八七四年七月一〇日に法曹院法人化法案と総合法科学学校法案、所謂セルボン法案を貴族院に提案することになる。⁽⁴⁸⁾しかし両法案とも第一読会を終えた段階で議会は解散され、一八七四年総選挙で、ディズレーリの保守党勝利により、大法官職もケアンズに交替となってしまうのである。しかし、こうした政治状況の変化にも関わらず、次期大法官となったケアンズ自身も、リンカンズ・インの評議員として、以前に法科学学校設立の提案を行ったことがあることが良く知られていたため、法律ジャーナリズムの世界では、むしろ、両大法官の努力で法科学学校実現の道は近づいたとする論調まで出ることになる。⁽⁴⁹⁾

ソリシタ組織の側では、総合法科学学校案をめぐる全国的運動の盛り上がりを受けて、一八七二年には、ロンドンのソリシタ協会に首都地方法律協会が統合され、ソリシタ協会の全国的なプロフェッション団体としての基盤が強化されることとなった。この統合に伴い、一八七四年以降、毎年一回ソリシタ協会地方大会が開催されることになる。一〇月にリーズで開催された第一回総会でも共通法学教育に関連した報告が提出され、法科大学設立運動が依然として地方ソリシタの重大な関心事であり、その運動の火がまだ衰えていないことを示していた。⁽⁵⁰⁾

設立基金問題と法曹院の組織的反撃

焦点は、設立形態と設立基金という、より現実的な問題に移っていくことになる。ソリシタ側からは、国立の総合法科学学校という意見も出されるが、国立案は、制定法上のプロフェッションとしてのソリシタ層にとっては当然視されるとしても、自立のプロフェッションとしてのバリスタ層にとってはプロフェッションへの国家の介入の梃子となる危険な道と見なされた。むしろ、運動の当初より設立基金として当てにされていたのは、法曹院

の豊かな基金であった。⁽⁵¹⁾

総合法科学学校派にとっては、法曹院はパブリックな組織であり、法曹院は本来を法曹養成のために使用すべき基金を適切に使用していかないものであって、これらの基金は総合法科学学校設立のために「充当 (appropriation)」されるべきだと主張する。この議論は、改革派バリスタ達にとっては、自分達の基金の使用方法をめぐる問題と意識されていたのであるが、法曹院の管理運営を担う評議員層からみれば、法曹院基金の「充当」とは「流用」即ち「没収 (confiscation)」であって、このことが法曹院側の激しい反発を生むことになる。⁽⁵²⁾ 総合法科学学校派の主張の根拠となっていたのが、五五年調査委員会報告で提出された法曹院の収支報告とジェームズ一世によって両テンプルに与えられた開封勅許状であった。開封勅許状で信託の目的とされた「法学教育」がその主張の重要な根拠となったのである。法曹院は本来の目的のために基金を使用していないではないかというのである。このことは、逆に、制定法による法科大学設立と法曹院法人化の孕む危険な側面に対する法曹院の側の警戒心を一層強化することとなった。

法曹院の組織的抵抗と総合法科学学校案の後退、挫折

危機感を募らせた法曹院側は、一八七四年末から一八七五年夏にかけて、法曹院合同委員会の反対決議、議会への反対請願、大法官ケアンズ卿との協議等、セルボーン法案成立阻止のための組織的な抵抗運動を強力に展開するとともに、法曹院の教育体制の新たな改善案を作成する。⁽⁵³⁾ 一八七五年一〇月リヴァプールで開かれたソリシタ協会第二回地方大会のソングダーズ報告は、法科大学法案の審議状況は一年前と異なり、最早絶望的なものとなっ

一九世紀後半イギリス法曹養成制度の展開とその帰結

一九

たと論じることになる。⁽⁵⁴⁾

この過程で、綜合法科学校案も、教育機関としてではなく、学位授与試験機関としてのロンドン大学同様に、資格試験機関としての法学部に修正されてしまうことになる。ケアンズ卿の提出した一八七六年法案では、一八七四年セルボン法案第一四条、第一五条の教授職、講師職設置の規定が削除されてしまい、第二〇、二一条で法曹院、ソリシタ協会等に教授職、講師職が設置される形に修正されてしまうのである。⁽⁵⁵⁾

しかし、教育制度ではなく、まさに資格試験問題こそが法曹院にとって死活問題であった。法曹予備院が解体する中で、法曹院が命脈を保ち得たのは、このバリスタ資格付与権を有していたからであった。制定法の援助により自立的プロフェッション化の道を歩んだソリシタと異なり、法曹院内部の身分として、制定法上の規定とは無縁にプロフェッションとしての自立化したバリスタにとっては、制定法による資格試験制度の創設は、議会乃至政党政治による自立的プロフェッションへの干渉以外のなものでもなかった。従って、ケアンズ案に対しても法曹院の反対の立場は変わらなかつた。法曹院は引き続き議会に対して強力なロビー活動を展開することになる。⁽⁵⁶⁾

これに対し法科大学設立運動の中心組織であった法学教育協会の活動は、一八七六年の事務局長クエインの死亡後不活発になっていく。クエインの遺贈によってロンドン大学に比較法講座が設置されたのが、その最後の成果と言えるのかもしれない。⁽⁵⁷⁾

日本からの留学生、入江(穂積)陳重がロンドンに到着したのは、この一八七六年法案の審議の真っ只中であった。両法案は、一八七七年議会にも再上呈されるが、再び法曹院から両法案に対する反対請願が提出され、法曹

院法案は委員会段階で取り下げられ、総合法科学学校法案は、委員会報告を修正し、形を整えて審議未了のまま閉会となり、ここにセルボーン法案の運命は最終的に尽きるのである。一八七九年穂積がドイツへの転国願いの中で、イングランドで十分な法学教育が受けられない理由としてセルボーン法案の挫折に言及しているように。セルボーン法案の挫折は、近代日本法学の方向にも少なからぬ影響を与えたのである。⁽⁵⁸⁾

第三章 法科大学設立運動挫折の原因とその帰結

セルボーン回顧録と挫折の真の原因

総合法科学学校の設立によってバリスト・ソリシタの共通教育が実現され、法曹養成制度が一元化が行われていたら、法曹制度そのものの一元化への第一歩が踏み出されていたかもしれない。後から振り返れば、一八七二年のセルボーン決議案の僅差での否決が、共通教育実現の分れ目であり、その結果が、イングランドの二元的法曹制度の近代的起源となったといえるかもしれない。決議案の採否でキャスティング・ヴォートを握ったのはロンドン大学選出議員であり、セルボーンも回顧録で強調するように、法曹院評議員の保守性、融合論への恐れに加え、政治的に見れば、ロンドン大学を敵に回したことが法案の死命を制したことになる。⁽⁵⁹⁾

しかし、セルボーン回顧録がその前段で示唆するように、総合法科学学校実現を目指す議会外大衆運動が、法案審議の最後の段階で、急速に下火になっていったことが見過ごされてはならない。⁽⁶⁰⁾ この議会外大衆運動の衰退の背景には、当初よりこの運動を中心的に担ってきたソリシタ層の運動方向の変化があったように思われる。前章で述べたように、一八七六年、七七年議会において法曹院側が、フュージョン論への警戒と法曹院管理権維持の

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

ための巻き返しとして、強力な両法案反対請願運動を展開したのに対して、ソリシタ側は、法曹院法案に賛成請願を行っているものの、総合法科学校案への賛成請願を行った形跡はない。⁶¹ 法曹院法案への賛成請願には、法曹院も、ソリシタ協会と同様に、制定法上の機関たるべきだという、ソリシタ層の対等化要求の根強さが窺える。他方、共通教育機関ではなく、単なる資格試験機関として総合法科学校案の設立しようとするケアンズ修正案は、既に資格試験制度を確立しているソリシタ協会にとっては魅力がないだけでなく、逆に、総合法科学校の運営の主導権をバリスタに奪われる危険を負担する可能性があった。ソリシタ団体は、一八七四年、首都Ⅱ地方法曹協会とロンドンのソリシタ協会が統合し、全国的プロフェッション組織へと成長を遂げていくとともに、ソリシタ資格賦与権の裁判官からソリシタ協会への移管、即ち、バリスタ同様に国家から自立したプロフェッションへの成長を目指す運動にその重点を移すことになる。この目標は、総合法科学校案の廃案が確定的となった一八七七年にソリシタ法によって実現されることになる。これによって、制定法上の機関としてはあるが、ソリシタ協会は法曹院と並ぶ自立的法曹資格賦与団体となるのである。試験機関としての総合法科学校の設立は、逆に、長年の努力によってソリシタ団が獲得した自立的なソリシタ資格付与権を手放すことを意味することになったのである。⁶²

一〇数年後に、ロンドン大学法案の審議に際して、ソリシタ協会の会長レイクが委員会議長席のセルボーンに対して語った以下の証言はこの間のソリシタ側の動向の変化を如実に語ってくれる。

セルボーン法案提出時、執行委員会のメンバーでしたが、当時、試験は理論上ソリシタ協会の統制下には

なく、裁判官の委任によって試験官を勤めていたのです。法学校運動は一八七一年であり、一八七七年になってようやく議会はソリシタ協会に完全に試験の統制権を与えました。このことは法学校の可能性について抱く見解に極めて重大な相違いを生み出すものです。⁽⁶³⁾

二元的法曹制度の強化と固定化

ソリシタの自立的プロフェッション化とともに、共通教育論を背後から支えていたフュージョン論も衰退していった。フュージョン論の基礎となる地方アトニー／ソリシタの訴訟事務、法廷弁論両分野での活躍も、新地方裁判所の成功、引き続き地方裁判所裁判管轄権の拡大と訴訟数の増大によって大きく変化していった。地方ソリシタ層は膨大な訴訟事務に追われることになり、むしろ、地方法実務においても、訴訟事務と法廷弁論との分離が進んでいき、地方バリスタ事務所の設立もあいつつ、むしろバリスタ・ソリシタの二分制が地方に拡大する方向が強まることになる。こうした変化を受けて、一八七六年の第三回地方大会の頃からソリシタの対等化要求運動の方向は、フュージョンではなく、もう一つの方向、二元的法曹制度を前提とした上での、ソリシタからバリスタへの転職に対する障壁の除去の方向へと転換していくのである。⁽⁶⁴⁾

他方、バリスタ側にも変化が生じる。バリスタ資格賦与に公開試験合格が義務付けられたとはいえ、従来同様バリスタ資格それ自体は法廷弁護士としての成功を保証するものではなかった。若手バリスタは、近代的法律プロフェッションとして成長したソリシタと、名声を勝ち得た国王顧問弁護士との間で、激しい競争の中で営業を築いていかなばならなかった。一八八一年の裁判所規則改正問題を契機に、こうした若手バリスタの職業的利害

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

を代表するバリスタ委員会 (Bar Committee, 1883)、後のバリスタ評議会 (Bar Council, 1895-) が設立されることになるのである。この新たな団体こそが、国王顧問弁護士の単独弁護士活動を禁じる、複数弁護士規則 (Two Counsels Rule) を始めとする一八世紀以来発展してきた法廷弁護士の実務慣行をリーガル・エチケットとして成文化し、バリスタ団体の職業倫理の統制を担うようになるのである。その後、バリスタ資格付与以外の多くの所管事項は法曹院からバリスタ評議会に移管されていくことになる。かくして、セルボーンが提起した、若手バリスタを排除して、ベンチャー層によってのみ運営され法曹院の運営体制の民主化の課題は、皮肉にも若手バリスタ層の職業利益擁護のための業界団体の設立という保守的な形で実現されることとなるのである。⁽⁶⁵⁾

時代状況全般も大きく変化していた。セルボーン決議案の翌年一八七三年から世紀末にかけて、イギリス社会は「大不況期」と称される長期の停滞期に突入する。他方、第二次、第三次選挙制度改革による労働者階層への選挙権の拡大に伴う議会の大衆化状況の出現に対し、有産階層の最後の砦として司法部の保守化が進行することになる。一九世紀改革の時代は幕を閉じつつあったのである。

まとめにかえて

ヨーロッパ各国で弁護士制度が一元化されていく中、イングランドではむしろ、二元的弁護士制度は、むしろ強化され、固定化されていくこととなった。各国における法曹制度の一元化の起点は、共通の大学法学教育が法曹養成過程一般に浸透していったことにあるとするなら、総合法科学学校設立による共通法学教育の実現の失敗が、イングランド近代の二元的法曹制度を決定付けたといえよう。

もちろん、イングランドでも弁護士養成制度の近代化のための試みがなされ、一八七二年の法曹院におけるバリスタ資格試験の義務付けを、その副次的成果として生み出すわけであるが、このこと自体が、当時のイングランドの教育改革の性格を如実に表すことになる。即ち、一九世紀のイングランドの教育改革のほとんどは、実は、教育の改革というより、むしろ、試験制度の改革に終わったということである。

大学では優等学位試験制度が導入により、メダルとプライズによる改革が行われるが、こうした方法は、ソリシタ資格試験やバリスタ資格試験でも模倣されることになる。競争を勝ち抜いた少数のものに栄誉が与えられるというこのシステムは、従来のネポティズムに代わる新たなメリットシステムを提供したとも理解されるが、その裏で、克蘭マーと称される詰込教育の私塾を繁栄させる結果を生み出すこととなった。⁽⁶⁶⁾

こうした中では、公開競争試験導入のみによって社会的評価を獲得することは困難であった。大学法学教育も、この期の教育改革に合わせ、法学優等学位試験制度(ケンブリッジの Law Tripos、オックスフォードの Honour School of Law)が設けられるが、この改革も、オックスブリッジの大学教育における法学教育の低い地位を変えることはなかった。依然として、ケンブリッジでは数学優等試験(トライpos) 主席の Senior Wrangler が成績優秀者の代名詞であり、オックスフォードではグレートと称される人文学優等学位試験 (Greats, Literae Humaniores) で高順位を得ることが優等生の証明であった。当時の法曹上層部は法学部出身の法学士ではなく、これらラングラーや古典学優等学位試験上位合格者によって占められていたのである。⁽⁶⁷⁾

法科大学設立のために結成された法学教育協会には、殆どの大学法学教授とその卵達加わっていたが、大学法学教師の数も少なく、また大学内部での法学の地位は低いままであった。大陸諸国のように、法曹教育を大学

法学教育を通して一元化するには、法学という学問それ自体が、大学アカデミズム内部でレスペクタビリティを獲得する必要があったのである。

この課題を担ったのが、アンソン、ポロック、ダイシー、メイトランド等、一九世紀末の偉大な法学者達であり、彼らによって、ようやく近代大学法学教育の幕が開けられることになるのである。彼等は、近代歴史学や外国法学の助けを借りながら、イングランド法学を大学で学ばれるに相応しい学問へと完成させ、法学の大学アカデミズム内におけるレスペクタビリティを獲得するための努力を積み重ねていくのである。その一人、イギリス憲法学の創始者となったダイシーが、一八八三年四月二一日に行ったオックスフォードのヴァイナー講座教授就任講義のタイトルが「イングランドの大学で法学を教えることができるか」であったことはあまりにも有名な話である。ポロック等の努力で、イギリスの初めての法学学術雑誌『季刊法学評論 (Law Quarterly Review)』が公刊されたのが、その二年後であった。⁽⁶⁸⁾

他方、大学法学教師層の拡充に関しては、一八七七年ソリシタ法の結果、ソリシタ協会にソリシタ資格試験受験料収入が入ることとなり、この収入が地方ソリシタ修習書記の準備教育のため地方大学法学部支援資金に充てられ、不十分ながらも、地方大学の法学教育拡充に寄与することとなった。⁽⁶⁹⁾ また、ジェンクスやマークビーによって法学の標準的教科書が整備され大学法学教育の基礎も固められていくことになる。これら、新たな大学法学部教師達は、公開試験制度が生み出した克蘭マーと称される私塾の講師達と、自らを区別して一九〇八年に法学教師協会 (Society of Public Teachers of Law) を設立することになる。⁽⁷⁰⁾

この、最後の法律プロフェッションとしての法学教師団体の成立を背景に、一九一三年のホールデン委員会は、

新たな法科学学校設立方式ではなく、既存の大学法学部教育の充実へと法学教育改革の方向転換を図ることになるのである。⁽⁷¹⁾しかし、実際に、大学法学部教師が法曹養成の根幹を担うには、イングランドの大学教育そのものの狭さの打破される必要があった。したがって、この課題が実現されるには、第二次大戦後の大学拡張期まで待たざるを得なかった。しかし、この時までには、イングランドの二元的法曹制度は充分強固な分業体制を築き上げていたのである。

追記 本稿は、甲南大学黒田忠史氏を研究代表者とする平成一一年度～平成一三年度科学研究費補助金基盤研究(B)(I)「十九・二十世紀五カ国(独・英・日・仏・米)における法曹養成と法学教育」(研究課題番号11420063)の成果の一部として発表した、法制史学会第五〇回研究大会報告(二〇〇二年一〇月五日、於 龍谷大学)を纏めたものである。また、貴族院議事録については、国立民族博物館京セラ文庫所蔵、英国議会議事録を利用した。記して感謝したい。

(1) 近代イングランド法曹史研究の嚆矢をなす研究として、Brian Abel-Smith & Robert Stevens, *Lawyers and the Court: A Sociological Study of the English Legal System 1750-1965* (Heinemann, 1967) が、いまなお有益である。また、邦訳のある、R. E. Megarry, *Lawyer and Litigant in England* (Stevens & Sons, 1962) (R・E・メガリ『イギリスの弁護士・裁判官』中央大学出版部(一九六七))も、当時の法曹界を巡る状況を理解するうえで貴重である。同年一二月一九日に任命された法学教育委員会の報告書、*Report of the Committee on Legal Education* (London, HMSO, 1971) Cmnd. 4595 [Ormerod Report] の一九世紀法学教育改革の歴史的概観部分も便宜である。報告書の評価に対する批判としては、W. T. Twining, 'Laws' in *The University of London and the World of Learning: 1836-1986*, F. M. L. Thomson ed. (London, Hambledon Press, 1990), pp. 81-86. 参照。なお、一九七一年委員会報告、それ自体

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

については、佐々木信「イギリスの大学法学教育——一九七一年「法学教育委員会報告書」紹介——」駒大法紀要二
一号（一九七三）、同「イギリスの大学法学教育（続）——一九七五年「第二ウィルソン法学教育観」紹介——」駒大法
紀要三四号（一九七六）において紹介、検討されている。

最近の研究としては、バー・メス、リーガル・エチケット問題から Abel-Smith & Brian の研究の批判的検討を行っ
てきた Raymond Cocks, *Foundation of the Modern Bar* (London, 1983) 及び、社会学的立場からサッチャー改
革前の状況について、豊富な統計を用いて概括的分析を行った Richard L. Abel, *The Legal Profession in England
and Wales* (Basil Blackwell, 1988) がある。

サッチャー改革後の状況については、Mary Seneviratne, *The Legal Profession: Regulation and the Consumer*
(Sweet & Maxwell, 1999) が詳しく、Abel の 'Between Market and State: The Legal Profession in Turmoil' 52
Modern L. R., p. 285 を発表しており、わが国でも、石黒徹「英国における司法制度改革案」、長谷部由紀子「イン
ランド及びウェールズの法曹改革」ジュリスト九二七号へ一九八九・七・一〇があるほか、法科大学院問題との関係
での紹介も増えている。

なお、報告後、広渡清吾編『法曹の比較社会学』（東京大学出版会、二〇〇三）、我妻学『イギリスにおける民事司
法の新たな展開』（東京都立大学出版会、二〇〇二）が出版された。

(2) James A. Brundage, 'The Medieval Advocate Profession', 6 *Law & History Review*, (1988), p. 443f. の中世
以来の教会法的伝統とドイツにおける展開については、フールニエ「フランス中世カノン法訴訟制度要説」堀浩著作
集六『フランス民事訴訟法史』（信山社、一九九二）所収五〇一頁以下、上山安敏『法社会史』（みすず書房、一九六
六）一三九頁以下参照。また、この法曹の二元的構造が、一六世紀半ばから一八世紀半ばまで、職能的区分としての
みならず社会身分的区分としてヨーロッパ社会において一般化していったことを比較法史的視点から論じた Filippo
Ranieri, 'From Status to Profession: The Professionalisation of Lawyers as a Research Field in Modern
European Legal History' 10 *Journal of Legal History* (1989), pp. 180-190. は、イングリランドのバリスタ、フランス

のアウトカが共に、一九世紀はじめに、依頼人の直接交渉禁止の規則を厳格化していった現象を、この身分的プロフェッションの危機への対応として理解する。他方、Hans W Baade, 'The Education and Quarification of Civil Lawyers in Historical Perspective: From Jurists and Orators to Advocates, Procurators and Notaries' in *Critical Studies in Ancient Law, Comparative Law and Legal History*, edited by John W. Cairns and Olivia F. Robinsons (Hart Publishing, 2001) は、大陸及びスコットランドの法曹史を古典期ローマに遡って論じるとともに、近代法曹教育制度の特質を、フランス革命による伝統との断絶と法典化と教育省監督下の国定カリキュラムにしたがって行われる法曹教育の画一化、ドイツにおける司法官僚としての裁判官養成を軸に国家資格試験の統制下で形成されたドイツ型法曹養成制度にその特質を見る。とりわけ、プロクレーターに対する裁判所の統制権が弁護士一元化に伴ってアウトヴォカートの役割を担う弁護士一般に及ぼされるようになったのでないかという指摘は傾聴に値する。

フランスについては、法制史学会第五〇回研究大会（二〇〇二年一〇月五日、於 龍谷大学）野上博義報告及び後述註(3)参照。また、当時のスコットランド、フランス、オーストラリアの法学教育と弁護士資格の関係については、たとえば、'The Legal Education of Scottish, Continental, and other Foreign Bars, A Legal University' (LT, Aug. 20, 1870 [vol. XLIX, p. 299f., 310f.]). 法学教育協会内の議論にも直接影響を及ぼした。当時のスコットランドの法曹養成改革については、Stephen D. Girvin, 'Nineteenth-Century Reforms in Scottish Legal Education: The University and the Bar' 14 *Journal of Legal History* (1993), pp. 131-137 参照。

なお、学会報告では利用し得なかったが、一八世紀から二〇世紀までの仏、英、独、米の法曹制度を比較史的に論じた、Terence C. Halliday & Lucien Karpik ed., *Lawyers and the Rise of Western Political Liberalism* (Oxford, Clarendon Press, 1997) がある。

(3) E. De Meray, 'Lawyers in France' *Law Times*, Aug. 30, Sept. 20, Oct. 4, [vol. LV, pp. 323-4, 373-4, 405-6.] 以下(LT)。この記事が投稿された雑誌ロー・タイムズは、一八四三年創刊の法律雑誌で、創刊時の定期購読者名簿のほとんどが地方ソリシタによって占められており、新たな法律ジャーナリズムを支えていた層がいかなる人びとであった

一九世紀後半イングリッシュ法曹養成制度の展開とその帰結

たかを如実に示している。

Subscribers of The Law Times made up to May 18, 1843, *LT and Journal of Property*, vol. I (London, 1843) pp. i-xii, によれば、治安判事七七名、バリスタ六六名(三%)、内巡回裁判区付バリスタ二四名(三・七%)に對してソリシタ千数百名(内ロンドン二二三名七・三%) (一〇数%)の市町村別の名簿を明らかにしている。(パーセンテージは、登録ソリシタ九、九二九、ロンドン三、一四八、地方六、七九一、ロンドン法曹協会一、三二二 Abel, *op. cit.*, p. 447を基礎に算定) またバリスタについては、一八四一年の二、〇八八名巡回裁判区付バリスタ六五〇名を基礎に算定した。これら、地方の法曹、及び法曹団体の記録の多くは散逸しており、本誌の法曹協会欄(Law Societies)や通信欄は貴重な情報源である。

一八世紀地方アトニーに関するロブソンの研究以降、アトニーに関する本格的歴史研究が少ないのも、法曹院に比し十分な記録資料を欠くことに一因があるのかもしれない。リンカンズ・インのライブラリアンであるガイ氏が編纂した' Guy Holborn, *Sources of Biographical Information on Past Lawyers* (BIALL, 1999) が文献案内として便利である。

(4) 一八四六年法学教育特別委員会については' *Report from the Select Committee on Legal Education, 25 August 1846* (B. P. P., vol. X, p. 1)' の報告に對する一九七一年委員会報告の評価に関しては' 前掲 *Report* (1971) Cmnd. 4595, p. 8. 参照。

(5) 社会史の立場からは' 一九六九年に出版された' Harold Perkin, *Origins of Modern English Society* (ARK edition, 1985), pp. 252ff. が' この期における近代プロフェッションの出現に注目し、一八八〇年以降のインクランド史や *The rise of professional society* (Routledge, 1990) として論じている。社会学者ラーソンの研究' M. S. Larson, *The Rise of Professionalism* (Univ. of California Press, 1977) は' 一九世紀の近代プロフェッションの出現過程を理解する指標として有益である。しかし、ラーソンの研究は一元化された法曹としてのアメリカ型のアトニーがモデルとなっており、イギリスや大陸の二元的法曹や、法曹や医師のような一九世紀以前に確立していた古典的なプロフェッ

ションにどこまで援用しうるかについては慎重であるべきであろう。このように、バリスタをプロフェッション化の歴史の枠外においた研究への反省として、近代的プロフェッションとの緊張関係の中で、伝統的乃至ジェントルマン的プロフェッションとしてのバリスタの近代的変容を捉えようとする試みがなされてきており、Daniel Dunman, 'Pathway to Professionalism: The English Bar in the Eighteenth and Nineteenth Centuries' *13 Journal of Social History* (1980), pp. 615-628. 個別プロフェッション史をプロフェッション史一般に解消することの危険性については、タンマンのラーソン批判を参照 Do., *The English and Colonial Bars in the Nineteenth Century* (Croom Helm, 1983), p. 205.

また、ハロルド・パーキンやアンソニー・ギデンズ等の社会史研究の近代プロフェッション史に偏重した法曹史に対する批判としては、Christopher W. Brooks, *Lawyer, Litigation and English Society Since 1450* (Hambleton, 1998), pp. 181ff.

一九世紀後半の問題を扱う本稿においては、近代プロフェッション論的視点からの議論で十分と思われるかもしれない。なるほど、伝統的プロフェッションの伝統のないアメリカや、旧プロフェッションとの断絶において成立したドイツ法曹史においては可能かもしれない。しかし、イングランド法曹史は近代プロフェッション史としても、伝統的プロフェッションとの対抗関係抜きには理解しえないであろう。

(6) 一八世紀型プロフェッションと一九世紀型プロフェッションとの相違については、さしあたり、Daniel Dunman, *The Judicial Bench in England 1727-1875: the reshaping of a professional elite* (London, 1982), pp. 178-9 の表が参考となる。

前註の問題に加え、アメリカ型のアトニーをモデルとする一元的法律プロフェッション観で、法律プロフェッション論全般を論じるところから無理が生じてくるのかもしれない。旧プロフェッションとの対抗関係が希薄なまま近代プロフェッション化していったアメリカ法曹に対し、イングランドでは、旧プロフェッションと近代プロフェッションとの対抗関係の中で近代法層が形成されていったことが重要である。

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

- (7) 法曹院内部の教育訓練制度との関係については、さしあたり、拙稿「中世末イングランドにおける判例法主義の成立過程（一）」法学論叢一〇七巻五号四三―四六頁。ウェストミンスタの法廷への出廷権については、訴訟幫助との関係も含め、J. H. Baker, *Counsellors and Barristers, An Historical Study*, 27 Camb. L. J. (1969), pp. 205-229, Do., *Audience in the Courts*, in *The Common Law Tradition* (Hambleton, 2000), pp. 77-88 を参照。
- (8) Holdsworth, *A History of English Law*, vol. VI, pp. 472-481, H. Baker, *The Rank of Queen's Counsel in op. cit.*, pp. 89ff. 名誉革命体制期のバーの規模については David Lemmings, *Gentlemen and Barristers, The Inns of Court and The English Bar 1680-1730* (Oxford, 1990), pp. 123-130.
- (9) レミングスによれば、一六八八―一七三〇の入会者四五九名中バリスタとなったのは一、一四二名、入会者の二五％に満たなかった。Lemmings, *op. cit.* pp. 62, n. 13. このバリスタ人気の低さは一八世紀後半も継続する。Lemmings, *Professors of Law* (OUP, 2000), pp. 62ff. 一七八四年以降のミドル・テンプル、リンカンズ・インのバリスタ資格付与の対入会者数比率の推移については、Daniel Dunman, *The English and Colonial Bars in the Nineteenth Century* (Croom Helm, 1983) 表1-12、一八八頁参照。入会者のバリスタ資格付与率は一八世紀末以降向上するとはいえ、一九世紀三〇年代によくやく五〇％を越えるに過ぎない。
- Ibid.*, pp. 2-9, 24-29. の分析も参照。レミングスによって精力的に明らかにされつつある一八世紀バリスタの実像の詳細については今後の課題としたい。
- (10) 改革に先立って、一八四七年六月に行われた調査による各院の資格付与要件は以下の通りであった。
- リンカンズ・イン、在籍五年（文芸修士・法学博士は三年）、共同食事一二期、教育訓練九回、年齢二二歳、
インナ・テンプル、在籍三年、共同食事一二期、教育訓練無し、年齢二二歳、
グレイズ・イン、在籍五年（二三歳以上は三年）共同食事一二期、教育訓練一期六回、年齢二二歳、
ミドル・テンプル、在籍五年（二三歳以上は三年）、共同食事一二期、講義出席一年間（一八四七年ミクルマス以降）、
年齢二二歳

The Records of Honorable Society of Lincoln's Inn; The Black Books vol. V, ed. Sir Ronald Roxburgh (Lincoln's Inn, 1968) p. 14 [p. 346] (以下 BB: V)

一八四六年委員会の法学教育に関するブルーナム証言(一八四六/八/一三)に描かれているように、「教育訓練」制度は儀式的なものに形骸化していた。*Report from the Select Committee on Legal Education, 25 August 1846, 1846 B. P. P., vol. X, pp. 274-288, at p. 275.* 従って、実質的にバリスタ資格要件として課されていた法学教育は、この年からいち早く改革にのりだしたミドル・テンプルの講義のみである。各法曹院の初期の教育改革の試みについては、同時代的な Philip Anstie Smith, *A History of Education for the English Bar with suggestions as to Subjects and Methods of Study* (London, Butterworth, 1860), pp. 166-173 を参照。

(11) アダム・スミス『国富論』第一編第十章第一節(水田洋監訳・杉山忠平訳、岩波文庫)(一)一八六一—一八八頁。こうした議論は、初期の自然法に関するグラスゴー大学講義でも展開されていた。「このように法の学習においては、二十人に一人も投資した金を回収できない。ほとんどの人は人々に対して自らをとまかくも卓越した、優れた乃至は有用であることを示すだけの十分な能力と知識を持っていない。それゆえ、職業に就いた一〇から一二名の人は単に彼らの教育の出費を補填するだけでなく、これだけでも相当なものであるが、というのは、人は三十歳ぐらいになつてようやく法律家として役立つようになるからであり、法律業によって何もなしえない場合のリスクについても補填する賃金を得るに違いない」*Report of 1762-3, March 30, 1763 in Adam Smith, Lectures on Jurisprudence ed. R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, (Oxford, Clarendon Press, 1978) p. 354* 一七六六年講義でも同様の議論を展開している (*ibid.* p. 495)。

この競争的職業としての法曹への高い評価は、「教えるふりをする」とさえまったくやめている「オックスフォード大学の教授への有名な批判とともに、国富論の後半でも再び繰り返される。『国富論』第五編第一章第三節(同、岩波文庫)(四)一四—一七頁

バリスタ資格が実務法曹としての成功をもたらすものではなかったことについては、より早い時期の例ではあるが、

一九世紀後半イングラント法曹養成制度の展開とその帰結

Wilfrid R. Prest, *The Rise of Barristers: A Social History of the English Bar 1590-1640* (Oxford, Clarendon Press, 1986), p. 129, p. 147-8. 参照。

(12) Dunnam, *op. cit.* (1983), pp. 16-29. 一七世紀以降の法曹院の貴族主義化の傾向及び大学教育との関係について、リンカンズ・インを中心とする統計的に明らかになったものについて Paul Lucas, 'A Collective Biography of Students and Barristers of Lincoln's Inn, 1680-1804: A Study in the "Aristocratic Resurgence" of the Eighteenth Century' 46 *Journal of Modern History* (1974), pp. 227-61, Do, 'Blackstone and the Legal Profession' 77 *English Historical Review* (1962), pp. 456-89.

(13) Dunnam, *op. cit.* (1983), pp. 40-54. 初期の歴史とイングラントの統治に果たした役割については、J. S. Cockburn, *A History of English Assises 1558-1714* (Cambridge U. P., 1972), pp. 15-22, 50f., 153ff. 参照。

(14) Hugh H. L. Bellot, 'The Exclusion of Attorneys from the Inns of Court' 102 *LQR* (1970), pp. 137-145, 大学教育を法曹院入会の前提条件としようとするブラックストンの考えや、註(10)の法曹院入会資格も、この法曹院からのアトニーニ排除の問題と結びついていた。Lucas, *op. cit.* (1974), p. 228f.

ローマの貴族的雄弁家と謝金法理との関係については、後述 註(16)参照。

(15) 一八五二年規則 (BB. V, p. 39.)

統一入会申請書

私 「名前」・「住所」・「年齢」・「父親」・「続柄」・「出身地 州・町」・「父親の職業」・「申請者の職業、生活状況」は、バリスタ資格のために閉廷期訓練を目的として、貴「法曹院名」協会の会員として入会許可されることを望むこと、さらに、直接、間接に係わらず、コモン・ロー訴答作成弁護士、不動産譲渡弁護士、エキイティ訴状作成弁護士の資格を、当協会の評議員の特別の許可なしに申請したり、また取得したりすることのないことをここに申告します。さらに、ここに以下の如く申告する。私は、アトニーでも、ソリシタでも、スコットランド状師でも、スコットランド裁判所書記でも、教会裁判所代訴人でも、公証人でもなく、大法官書記でも、議会私法律代理人でも、原審、上

訴審を問わず、如何なる裁判所の代理人でも、また如何なる治安判事の書記でもない。また、直接、間接に上記の資格で行為することなく、また、上述の人々の書記として行為することはありません。また、コモン・ロー及びエクイティ裁判所の官吏の書記として行為することはありません。

日付 月 日

署名

我々は、ここに上述の「名前」が尊敬に値するジェントルマンであり、上述の協会の会員たるに相應しい人物であると信じることを証し、以下に署名する。

「名前」

「名前」 「法曹院」 「バリスタ

「名前」

承認 理事長／（不在の際には）二名の評議員

「名前」

(16) 一七世紀後半以降の謝金法理 (Honorary Doctrine) の発展については J. H. Baker, 'Counsellors and Barristers' 27 *Cambridge Law Journal* (1969) pp. 224-227 [Hambleton, 1986 p. 118ff.]

ペイカーによれば、謝金原理は一六一五年の Davies の判例集に初出 (p. 225) し、一六三三年頃の制定法講義では、『コモン・ローの法律顧問 (counsellor at law) とアトニーとの相違は、ローマ法の *advocat* と *proctor* との相違と同じであり、……アトニーの職は卑しく、傭兵の如く、確定的な、契約に基づくものである……これはウルピアヌスによる』と論じられた。ここで引照された学説彙纂のウルピアヌス法文は、属州長官の自由学芸教師、医者 の俸給に関する訴訟管轄権に関する法文で、以下のように論じている。「5、同様に、属州長官は市民法の教師 (*civilis*

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

三五

professoribus)の訴訟を聴くべきでない。なるほど、市民法の知識は最も神聖なものであるが、貨幣の額で評価されるべきでなく、誰かがこのような職業に就いた場合に、自発的に提供されるべきであった謝金(honor)を法廷で求めるのは不名誉なことであるからである。受領するのは名誉なことだが、訴えるのは不名誉なことである。」(*Digesta* 50.13.1.5)

この原理は、「一八世紀はじめまでにバーのエチケットの一部分として確立し、「良き法曹」という新古典主義的理想は大衆文学にあらわれ続けた」Lemmings, *op. cit.*, (1990), p. 146

ブラックストーンは『英法註釈』第三卷(一七六八)で、デーヴィズの判例集序文を引用しつつ、既に確定的な制度として、ローマの雄弁家と庇護者との関係になぞらえて論じている。William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* [A Facsimile of the First Edition of 1765-1769], vol. 3 (Univ. of Chicago Press, 1979), p. 28f.

(17) 前述の一八四六年委員会ブルーアム証言(一八四六／八／一二)参照。Report from the Select Committee on Legal Education, p. 276, P. A. Smith, *op. cit.*, Part 2 ch. 8, pp. 157ff. タイシーによれば、「過去一世紀、優れた法曹で、訴答作成弁護士に訓練されなかったロモン・ロー法曹は一人といえる」のである。A. V. Dicey, *Can English Law be Taught at the University* (London, 1883), p. 17. Chitty on Contractの書名で我々にとっても馴染み深い契約法教科書の最初の著者チティ(Joseph Chitty)も、同名の父と同じく訴答作成弁護士であった。彼の弟トーマスも訴答作成弁護士として活躍、その子サー・ジョセフ・ウィリアムは大法官裁判所判事となった。

(18) タイシーは、前註引用箇所に続けて、「訴答が廃止され、訴答作成弁護士——ロモン・ローの真の教授達——はまもなく忘れられた種族となるだろう」(*Op. cit. loco*)と予言した。Richard L. Abel, *The Legal Profession in England and Wales* (Basil Blackwell, 1988), Table 4.2, p. 484. ブリスタ資格付与に伴う国王至上法への宣誓が、訴答作成弁護士のような、準ブリスタの発生の一因であったとすれば、カンリック教徒への公職解放もこの階層の消滅の原因となつたと考えられる。Holborn, *op. cit.*, p. 36f.

(9) Robert Robson, *The Attorney in Eighteenth-Century England* (Cambridge U. P., 1959), pp. 20-34., Michael

Birks, *Gentlemen of Law* (London, Stevens & Sons Ltd, 1960), pp. 151ff, Edmund B. V. Christian, *A Short History of Solicitors* (London, 1896 [Rothman reprint, 1983]), p. 176f. and appendix pp. 241ff. ロンドン・ソリシタと地方ソリシタとの相違については、前述ブルーナム証言 (p. 277) 参照。

(20) Robson, *op. cit.*, pp. 35-51. 最大の地方法曹団体に成長したマンチェスター法律協会については、一八四六年委員会報告の付録に、会則、年次活動報告、修習書記教育のための講義計画が付されている (pp. 313-320)。各地方法律協会の成立年代については、Edmund B. V. Christian, *op. cit.*, の年表が便利である。また、地方法律協会の活動状況については、*Law Times* 誌の *Law Societies* 欄が有益な情報を提供してくれている。

産業革命の中心都市をはじめに形成された地方法曹団体は一九世紀を通して増え続け、既に、一八七三年段階で三五の地方法律協会があったが、一八八五年には六〇団体となっていた。一八八五年段階の各団体と人数構成については、Thomas Marshal, 'The Unity of the Profession' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Liverpool, 1885*, p. 85. p. 97 参照。一九世紀前半の法律雑誌の創刊ラッシュについては、Harry Kirk, *Portrait of a Profession: a history of the solicitor's profession, 1100 to the present day* (London, Oyez, 1976), p. 59 n. 58.

(21) 設立の経緯については、*Ibid.* p. 28, *The Incorporated Law Society Calendar for the Year 1881* (London, 1881), pp. 8-17, Robson, *op. cit.*, p. 34, Birks, *op. cit.*, p. 156ff, David Sugerman, 'Bourgeois collectivism, professional power and the boundaries of the State. The Private and Public Life of the Law Society, 1825 to 1914', *3 International Journal of the Legal Profession*, (1996), pp. 81ff, 90-5

公式の設立証書の日付は一八二七年二月一六日であり、一八四六年委員会でも、一八二七年設立とされている (Minutes of Report p. 369f.) が、その後、出資者によって計画が承認された一八二五年六月二日を設立の日とされることもある。また、国王特許状が発給されたのが一八三二年二月二二日であるため、一八三二年を設立年とする文献もある。

一九世紀後半イギリス法曹養成制度の展開とその帰結

設立時の会員数とその組織率については、Abel, *op. cit.*, p. 447, Brooks, *op. cit.* (1998), p. 184 の表を参照。

(22) ソリシタ試験制度の説明については、一八四六年委員会における *Minutes of Report*, pp. 367-8. 参照。当日の試験の様子については、Birks, *op. cit.*, pp. 177-180 に詳しい。

(23) 一八四一年初版第一巻序文にあるように、ステイーブンは、この第一回公開ソリシタ試験の年にブラックストンの近代化の計画を公にしていた。また、ブラックストーン後の変化を原文に対する註の形式ではなく、本文に編みこむ形で新たに編纂し直す方法を選んだのも、読者＝法学生のためであった。Henry John Stephen, *New Commentaries on the Laws of England (partly founded on Blackstone)* (London, 1841), Preface, pp. iii-v 参照。

(24) 第一次世界大戦前のシェンキンス編第一六版に至るまで、初版(一八四一―四五)、第二版(一八四八)、第三版(一八五三)、第四版(一八五八)、第五版(一八六三)、第七版(一八七四)、第八版(一八八〇)、第九版(一八八三)、第一〇版(一八八六)、第一版(一八九〇)、第二版(一八九五)、第三版(一八九九)、第一四版(一九〇三)、第一五版(一九〇八)、第一六版(一九一四)と、法の変化に合わせ概ね三―六年毎に改定版が出版された。優等試験、各種賞金規程及びその結果については、*The Incorporated Law Society Calendar for the Year 1881* (London, 1881), pp. 164-6, pp. 229ff. 参照。

(25) Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 54, MPLA の初期の主張と活動については、Birks, *op. cit.*, p. 212ff. 参照。
新地方民事裁判所の設立経緯と法曹界に与えた影響については、それぞれ A. H. Manchester, *A Modern Legal History of England and Wales 1750-1950* (London, Butterworth, 1980) chap. 5, pp. 114-123, Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 55ff., Patrick Polden, *A History of the County Court 1846-1971* (Cambridge U. P. 1999), p. 13-37. 同時に、地方裁判所での法実務独占のために代理人 (agents) や会計士 (accountants) の排除が重要な課題となっていた。Ibid. pp. 34-6, 45-6.

(26) 同時代的研究としては、P. A. Smith, *op. cit.*, Part III p. 166ff., 最近の研究としては、Christopher W. Brooks & Michael Lobban, 'Apprenticeship or Academy? The Idea of a Law University, 1830-1860' in *Learning the Law*

- (The Hambleton Press, 1999) 参照。一八七一年報告書は、総合法科学校案をこの流れで捉えているが (Cmnd. 4595, pp. 9-10) 〃この初期の法科大学運動は、本稿で扱うバリスト、ソリシタの共通教育を目指す法科大学案とは異なり、法曹院の法科大学化を目指すものであった。法曹院内部での議論については、試験制度の変更を巡る議論 (BB. V, p. 9) 〃ベーゼルの一八五二年報告 (BB. V p. 36-40) 〃改革派の一八五九年五月二七日報告 (BB. V p. 79) 〃五二年改革のバリスト資格付与条件案 (BB. V, pp. 37-38, pp. 79-81.) 〃六二年案 (BB. V, p. 102, 106.) を参照。
- (27) Polden, *op. cit.*, p. 44-7, p. 67-8.
- (28) *Ibid.*, p. 67-8, Dunman (1983), *op. cit.*, p. 88, Abel, *op. cit.*, pp. 358-361
- (29) T. W. Snagge, 'Fifty Years of the English County Court' *The Nineteenth Century*, Oct, 1897, pp. 560-580, 初期の裁判管轄権拡大については Polden, *op. cit.*, pp. 57-60. 参照。
- (30) Sir Henry Sumner Maine, "Classifications of Legal Rules" Ch. XI in *Dissertations on Early Law and Custom* (New York, 1886), p. 389, F. W. Maitland, *The Forms of Action at Common Law* (Camb. U. P., 1909 (with Equity) [reprint 1965]), pp. 1-2. メイトランドの評したように「墓場の下から」支配し続けていたとしても、その衰退は明らかであった。前述註(18)参照。
- (31) *LJ*, Oct. 3, 1868 [vol. XLV, pp. 408-410] 〃シェヴォンズはフェーション論への代案として共通教育案を提出したのであるが、フェーション運動が、シェヴォンズの出身地の名を冠したリヴァプール運動という名で呼ばれたように、両者が共通の基盤を持っていたことが法曹院の警戒心を高めたかもしれない。(LJ, Sept. 18, 1869 [vol. XLVII, p. 368 f.], Amalgamation, *Ibid.*, p. 398). 一七八名のメンバーと、四六〇八冊の蔵書を擁するリヴァプール法曹協会の活動については (LJ, Dec. 7, 1867 [vol. XLIV, p. 105]) 参照。
- リーズ大会でマンチェスタ、リヴァプール、リーズ、ハル、ニューカースルの北部イングランド法曹団体の代表から構成された委員会は、リーズ決議をMPLAとILCに送付するとともに、法学教育と法曹資格に関し採択されたリーズ決議を実行するための報告書を作成、委員会は、政府、議会に法学教育、法曹組織、法曹身分、報酬の調査を

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

要請するとともに、大法官、首相、他の法曹団体に共同を呼びかけること、リーズ決議に基づく草案を作成することを決議した。当委員会では、法科大学設立計画が採択され、女王顧問弁護士パーマーに提出された。計画案はパーマーの示唆で若干修正され、大法官に提出された。両名とも改革の一般原理については賛意を示した。かくして委員会は、大法官の忠告に基づき法曹院の評議員にも計画を提出し、賛同を求めることとなったのである。

ロンドンに中央委員会を設置し、①両法曹を志す学生のための中央法科大学を設立し②学寮的教育と公的機関による試験を基礎に、法曹院によるパリスタ乃至両法曹の管理の廃止すること③既存の利益を考慮しつつも、現在法律上適用可能な全ての収入の法学教育、提案された法科大学の支援のために充当すること④両法曹資格を有する者の一方の法律プロフェッションから他の法律プロフェッションへの転職の容易にし⑤俸給制治安判事職への就任の許可をはじめ、官職への就任資格に関しパリスタとアトニーを対等にするといった五つの目的を掲げた恒常的な協会を組織することが計画案の骨子であった。(LTJ, Nov. 6, 1869 [vol. XLVIII, pp. 15-16])

ロー・タイムズは、この早い段階ではコメントを控えるという慎重な姿勢を示した。

- (32) Walter Badgheot 'Bad Lawyers or Good', *Fortnightly Review*, no. XLII, New Series June 1, 1870 in *The Collected Works of Walter Badgheot*, vol. VI (London, 1974), pp. 245ff. at p. 253. ショットは、自分の体験とジェヴォンズのリヴァプール法律協会での両法曹の教育の比較に関する講演 (The Relation between the two Branches of the Legal Profession) を基礎に、法曹院の収入の使途のあり方や、パリスタ教育の形骸化を厳しく批判した。ジェヴォンズのリーズ講演は、本来リヴァプールで用意、出版されたものかもしれない。(LTJ, Oct. 3, 1868 [vol. XLV, p. 398])
- (33) 修習書記協会でのパーマーの演説については、LTJ, Nov. 9, 1867 [vol. XLIV, pp. 21-2]。パーマーは、融合論反対の立場で講演を行っており、両法曹の融合ではなく、法学教育改革の推進を目的とする、共通法学教育の実現が、法曹院改革派と地方ソリシタとの一致点であった。

一八六九年一月にヨークで開催されたMP L A年次総会も融合論と法学教育改革論が二大テーマとして論議され、ジェヴォンズはリーズ会議以降の運動経緯を報告、大法官の賛意を得て法案が準備されていること、ソリシタの地位

向上のためには、バリストとの共通教育が必要と唱える (LT, Nov. 6, 1869 [vol. XLVIII, p. 15-17])。融合論については意見は分かれたものの、法科大学案については賛成で迎えられ、むしろ、関心は設立方式に向けられ、法曹院の基金を法曹教育のために活用すべきだという意見、専門大学を設立するより既存の大学に新学部を作るほうが容易ではないかとする意見が出された。

二月には、大法官 Lord Hatherley が法科大学設立のための法案を上院に提出する準備が出来ていると報じた。ここでは、ケンブリッジ、オックスフォードの付属学寮となることが予測されていた。(LT, Feb. 19, 1870 [vol. XLVIII, p. 318])

「法曹の将来の地位と教育」という論説 (LT, Jan. 29, 1870 [vol. XLVIII, p. 249f]) が、融合論を説くパーミンガムのソントアースのパンフレット (C. T. Saunders, *The Amalgamation of the two Branches of the Legal Profession, considered with a special reference to contemplated Law Reform*) と共にパーマーの法学教育協会議長への就任を紹介、また、協会の究極的目的を融合論と見なす記事が掲載されるなど、ロー・タイムズ通信欄への融合論に向けた投稿 (LT, March 12, 1870 [vol. XLVIII, p. 382f], March 19, 1870 [ibid., p. 404]) が続いたため、法学教育協会が両法曹の平準化を目指すものではなく、両法曹の共通教育を目的とするものであることが強調された (LT, May 28, 1870 [vol. XLIX, p. 61])。

法学教育協会設立の呼びかけは、四法曹院、法曹協会等に出されるとともに、一八七〇年六月四日付 ロー・タイムズ誌に掲載された (LT, June 4, 1870 [vol. XLIX, pp. 97])、法曹院の側でも八月二〇日付同紙にミクルマス学期の法曹院講義計画の詳細を公表した。

(34) 第一回年次総会報告 (LT, July 9, 1870 [vol. XLIX, pp. 195f]) で一八五五年報告が強調されたのはこのためであろう。これに対し、クエイン判事は、教育改革の出発点が一八四六年委員会にあることを指摘し、報告の修正を動議して受け入れられている。

ミドル・テンプル、グレイズ・インが呼びかけに応じ協議のための委員会を発足させているが、リンカンズ・イン

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

の対応が必ずしもよくないことが報告されると共に。この運動がフュージョン運動とは無縁であつて、混同を避けること、パーマーは個人的にはフュージョン論に組しないことを強調した。この強調は当初予想された反対が奈辺にあつたかを推測させる。

MPLAは一八七〇年一〇月一日の年次総会の議長演説で法学教育協会支持の立場をいち早く打ち出した(LT, Oct. 22, 1870 [vol. XLIX, p. 438])。

一八七〇年一月二日のリヴァプール法律協会総会では、ジェヴォンズの提案により、リーズ決議案のアトニーの地方裁判所裁判官や他の司法官職への就任に対する障害を取り除くという当初の考え方を修正し、運動を法学教育改革に限定していくとともに、法学教育協会支援の決議が提案された。(LT, Nov. 12, 1870 [vol. L, p. 32])

しかし、ジェヴォンズの動議に賛成したラウンズ(Lowndes)は、バリスタ四〇〇〇人に対しアトニーは二二〇〇〇人いるとして、法学教育協会に三倍のメンバーを送り込む提案を行った。この数の力で主導権を握ろうとする姿勢が、バリスタの側に警戒感を生み出させたかもしれない。

(35) リヴァールム・トラストによってロンドン高等法学研究所(IALS)に保存された法曹院法学教育評議会記録文書(Records of Council of Legal Education)の中に、この呼びかけ文書を添付した記録簿が残っている。表紙に1870-187と金字で刻印された分厚いノートは呼び掛け文以外は白紙のままであり、法曹院側の当初の熱意とその急速な減退を如実に示している。呼び掛け文LT, June 4, 1870 (vol. XLIX, pp. 97), A. CLE 1/4 1870-1871 Legal Education Committee of the Four Inns of Court: Minute Book.

(36) Proposals for a University or School of Law, referred to in the Circular of the Legal Education Association, *Annual Report of the Council [Incorporated Law Society] on July 14th, 1871*, Appendix pp. 21-2.

(37) Walter Badgshot, 'The Proposed University of Law' [*The Economist*, Feb. 4, 1871], in Badgshot, *op. cit.*, pp. 271-4.

(38) Proceedings at a Further Adjourned Special General Meeting, 12th May 1871 in *Annual Report of the*

Council [Incorporated Law Society] on July 14th, 1871, pp. 6-8, 22-25. ソリシタ試験の優等合格生も地方修習生が多く、修習生の二／三が地方で修習を受けている中で、法学教育をロンドンに集中させることは、息子をソリシタに育てようとする地方ソリシタの経済的負担を増加させるといのが、ソリシタ協会評議会の反対意見であったが、逆に、地方ソリシタから評議会意見への反対が提出された。法学教育協会の提案は、大学法学部卒を排除しているわけではなく、反対案は、地方大学法学部拡充といった地方法学教育充実の提案がない限り、保守的な反対意見と考えざるを得ない。

(39) 十一月一八日法科大学案に対する、各法曹団体、大学等の反応については、パーマーの七月一日の庶民院議会演説 (*Hansard, July 11, 1871 [vol. 207, col. 1490-1496]*) 及び、同年十一月二九日にシドル・テンプル法曹院で開催された一八七一年法学教育協会年次総会の執行委員会報告 (*Speech of Sir Roundell Palmer, Q. C., M. P., delivered at Annual Meeting of The Legal Education Association, in the Middle Temple on Wednesday, the 29th of November, 1871 with a Report of Proceedings (London, 1871), pp. 38-45.*) を参照。

この報告で法科大学案が総合法学校案に変更された理由として、ロンドン大学評議会が、「大学 (University)」の呼称と、学位授与権に対して反対していることが明らかにされ (*ibid. p. 39*)、委員会側はこの二つの反対意見は本質的なものではないとして、パーマーが庶民院に提出する決議案には「大学」の名前を付けず、学位授与権の問題も棚上げとしたことが報告された。ILSは、アトニー／ソリシタとバリストの教育課程・試験、管理運営における対等性を条件に協力の意思を明らかにした (*ibid. p. 41*)。MPLAは全面的賛意を示しつつ、地方法曹団体らしく、資格試験機関は一つであっても、公的法学教育機関は複数であるべきであり、特定の教育機関での法学教育を強制すべきではないという意見であった (*ibid. p. 41f.*)。

(40) 法曹院合同委員会の報告 (*BB. V p. 167*) 及び、インナ・テンプルの同様の反応 (*LT, July 15, 1871 [vol. LI, p. 189]*) を参照。

報告に先立つ四月二二日には、ロー・タイムズ紙に「法曹院と法科大学」という刺激的な記事が掲載される (*LT,*

一九世紀後半イングラント法曹養成制度の展開とその帰結

April 22, 1871 [vol. I, p. 313]。両者の両立が可能かという記事であり、法科大学が設立されれば、法曹院は不要となり、法曹院が改革されれば、法科大学の設立は必要なくなるという見解であった。

(41) *Hansard*, July 11, 1871 [vol. 207, col. 1482-1501]

(42) *Ibid.* col. 1492-3, *LT*, March 9, 1872 [vol. LI, p. 342], *LT*, July 22, 1871 [Vol. LI, p. 219]. ソリシタの請願署名数については *Hansard*, March 1, 1872 [vol. 209, col. 1236] では六〇〇〇名足らずとされている。社会科学会議では議長演説 (Mr. Harcourt) で法科大学設立を支持を表明 (*LT*, Oct 14, 1871 [vol. LI, p. 406])。この大会でのシェヴォンズの講演はバターワースから出版されることとなった。(*LT*, Jan 13, 1872 [vol. LII, p. 198])

(43) *BB. V*, pp. 169-170.

(44) *Hansard*, July 25, 1871 [vol. 208, col. 239-250 (Jessel), col. 251-252 (Goldsmith)] シェセルの反対論のポイントは、法学教育協会の意見は、法曹界の意見を代表するものではなく、また、バリストは実務において激しい競争にさらされており無能なバリストには成功の見込みがないから新たな教育機関を設け試験で学識を認定する必要があるというものであった。ロー・タイムズ (*LT*, July 29, 1871 [vol. LI, p. 229]) は、シェセルの議論に対し、公衆がその学識を判断しうるような効果的な試験制度が必要ではないかと論じるとともに、同日付紙面で、インナ・テンプルがバリスト資格付与の条件として筆記試験の必須化を決定したことを報じた (*Ibid.* p. 229f.)。

パーマーの批判は、法曹院が公的団体というより私的なクラブのようなものとなっており、本来の法曹養成という公的責任を果たしていない点にあった。(*Hansard*, July 11, 1871 [vol. 207, col. 1496-7], March 1, 1872 [vol. 209, col. 1230-5])。

しかし、「他の自由業は独立した機関 (independent authorities) によって、適切に責任を果たしているのに、なぜ、法律プロフェッションのみに、国家が義務を負わねばならないのか」とする法務長官の議論に代表されるように、パーマーの公的権威の強調は、自由なプロフェッションへの干渉として警戒心を生むことになった。

決議は国立大学設立 (a public school should be established by the State) を目指すものか [vol. 209, col. 1246]

という疑問が提出される。これに対しては、ウォールポールが、議会制定法に基づいて設立されることを意味するにすぎないと説明し、パーマーも議会制定法乃至特許状による設立として確認する [vol. 209, col. 1270-71] が、国家干渉に対する不信が改革派バリスタの意欲を削いだことは疑い得ない。後述註(47)、註(51)参照。

(45) ロンドン大学法学博士号と法曹院最終試験とを同程度のものとする「一バリスタ」のロー・タイムズへの投稿 (LT, Feb. 19, 1870 [vol. XLVIII, p. 323]) とそれに対する反論 (LT, Feb. 26, 1870 [ibid., p. 343]) を参照。ロー・タイムズ投稿欄には法学教育改革に関連する投稿が増える。ソリシタ予備試験をロンドン大学入学試験並にすべきだ (LT, June 24, 1871 [vol. LI, p. 346-7])、ソリシタ中間試験にローマ法の試験を課すといった改革案 (編集子は、多くを望みすぎては有為な人々を遠ざけると否定的なコメントを付す) が提起される (LT, May 6, 1871 [vol. LI, p. 14])。

(46) *Hansard*, March 1, 1872, vol. 208, col. 1221-1295, LT, March 9, 1872 [vol. LII, pp. 341-342.] ロー・タイムズは決議案否決の理由を、決議案があまりに「抽象的 (abstract)」すぎたためであって、法科大学設立の必要性それ自体が否定されたわけではないと報道。また、一八七三年一月の法学教育協会年次総会でも、「政府は、当面、決議案に含まれる問題に議院が賛成しないほうが適当であると考えたが、政府によって拒否されたと考えるのは誤りである」という首相グラッドストーンの言葉が、政府の立場を表すものとして強調された (*Report of LEA* (1874) p. 7, 48.)。この発言は、後にロングバーン証言でも繰り返される (*Gresham Minute* p. 733)。後述註(56)参照。

(47) 前述したように、こうした法曹院運営の問題は、一八七一年決議案提案理由の中でも論じられていた。*Hansard* July 11, 1871 vol. 207 col. 1496-1497. 法曹院が法曹教育機関として本来負うべき公的責任を果たしていないというパーマーの議論は一貫している。Speech of Sir Roundel Palmer, op cit., pp. 22-23. *Report of the Proceedings at the Annual Meeting of the Legal Education Association held in Lincoln's Inn Hall, on Friday, the 10th Day of January, 1873* (London, 1874) p. 3, pp. 13-15. pp. 26ff. 法曹院を公的機関とより私的クラブだ断じる批判は、後の回顧録でも変わらなず。Roundell Palmer, Earl of Selborne, *Memorials*, Part II. Personal and Political 1865-1895 (London, MacMillan, 1898) p. 51-2.

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

- (48) 貴族院への両法案第一読会 Inns of Court Bill, *Hansard*, July 10, 1874 col. 1457-1470, General School of Law, *Hansard*, July 13, 1874, col. 1500 (趣旨説明無し) ' *Parliamentary Papers, House of Lords*, 1874, vol. II, pp. 847, 859. (以下 *PP. Lords*) 法案について *PP. Lords*, 1874, vol. IV, pp. 225-239 (General School of Law Bill), pp. 309-322 (Inns of Court Bill)
- (49) Anon, 'Legal Education and the Inns of Court' *Law Magazine & Review* vol. III n. s. (1874), pp. 741-752.
- (50) J. M. Clabon, 'Barristers, Solicitors, and Legal Education' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting of Members of the [Incorporate Law] Society, Held at Leeds, on the 21th and 22nd of October 1874*, pp. 77-92. 法学教育協会事務局長 (Hon. Treasurer) クラボンは試験機関としての総合法科学校というケアンズ卿の修正案が明らかにされのに対し、セルボーン案を完全な案としながらも、ケアンズ卿案も止むなしという立場であった。
- パーマー自身も、試験ではなく教育が問題なのだと主張していたが、総合法科学校と法曹院の関係を大学と学寮のような関係として理解していた。(1871 *Speech of Sir Roundel Palmer, op cit.*, p. 22)
- (51) 政府監督下に単一の法曹資格試験機関を設けるべきというMPPLAの見解に対する批判については、*Ibid.*, p. 14, p. 41f. 財政的自立性の必要については、Roundell Palmer, Earl of Selborne, *Memorials*, Part II. Personal and Political 1865-1895, p. 51. MPPLAのこのような主張が、法学教育協会のメンバーとして運動を推進していた改革派ハリスタに警戒心を起させたかもしれない。
- (52) Anon, 'The English Bar and the Inns of Court' *The Quarterly Review*, vol. 138, (1875) pp. 138-176. at p. 165. 法科大学の設立資金に法曹院の基金が使われるべきだとする議論の根拠となったのが、一八五五年委員会による法曹院調査の報告であった。 *Report of the Commissioners appointed to inquire into the Arrangement in the Inns of Court and Inns of Chancery for promoting the Study of Law and Jurisprudence*, 1855, HMSO, p. 5f., Appendix A, Minutes of Evidence 参照。

四法曹院中、インナ・テンプルとミドル・テンプルは、修道院解散以来、国王の借地人であったが、一六〇八年ジェームズ一世によって「当該協会と教育のために」特許状によって土地を授与された(Q. 190 [47])。この特許状の文言が、法曹院を教育目的の公益信託団体として解釈させる根拠となった。他方、リンカンズ・イン(Q. 29)やグレイズ・イン(Q. 587, 590)は、このような特許状を有していなかった。

このことは、議会制定法や特許状によって設立された団体が、常に外部からの監視にさらされることを意味したのである。Abel-Smith and Stevens, *op. cit.*, p. 66f.

(53) 法曹院の反対決議及び請願については、BB. V, p. 185, 188, 191. シェッセルを介してのケアンズ卿との協議については、BB. V, pp. 188-9. 法曹院の教師の待遇改善等の改革については pp. 197-199 参照。

(54) C. T. Saunders, 'The Inns of Court and Legal Education, pending Legislation Reviewed: with Suggestions for a proper Foundation of a Law University', in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting of Members of the [Incorporate Law] Society, Held at Liverpool, on the 13th and 14th of October 1875*, pp. 52-66 at 57.

(55) ケアンズによって修正された総合法科学校法案については、PP. Lords 1876, vol. 4, pp. 351-355 参照。審議日程については PP. Lords 1876, vol. I p. 594, vol. II p. 10.

(56) 一八七五年にクエインが死亡、セルホーンの後任の議長アンフレット(Amphlett)も裁判官に就任したため会は活動停止状態となった。クウエインの遺言と遺贈によるロンドン大学比較法・国際法講座の設立(一八九四)については、法学教育協会事務局員のロンクバーンのグresham委員会での活動総括参照。Report of the Commissioners appointed to consider the Draft Charter for the proposed Gresham University of London, Minutes of Evidence, 1894 HMSO, C. 7425; 1893-4, B. P. P., vol. XXXIV, (ゴド) Gresham Minutes) pp. 731-733, at p. 733. J. H. Baker, 'University College and Legal Education 1826-1976' 30 *Current Legal Problems* (1977) p. 6. 運動の創始者ジェヴォンズの総括によれば、法学教育協会は一八八三年段階においても命脈は保っていた。W. A. Jevons, 'Legal

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

四七

Education and a Law University' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Bath, 1883*, p. 124. 彼はソリシタ協会の法学教育協会への組織的支援の訴えるが、数年後には、ソリシタ協会の関心は地方法学教育充実への方向に転換して *Charles Ford, 'The Incorporated Law Society and Legal Education' in Proceedings and Resolutions at the Special Meeting, Freemason's Tavern, 1887*, p. 132ff.

(57) 穂積重行『明治一法学者の出發』(岩波書店、一九八八年)一四三頁以下。両法案の貴族院での審議日程については *PP. Lords 1877*, vol. 1, p. 389, 495, 500., vol. II, p. 44., *Hansard Lords*, vol. 234, col. 1435.

(58) 穂積、前掲書、三八三―七頁。著者、穂積重行氏は法曹院の教授が五名であったという記述に疑いを抱いているが、これが実態であった。同書、二一七頁。なお、オックスフォードの各学寮の法学関係チューターについては、*H. Lawson, The Oxford Law School 1850-1965* (Oxford, Clarendon Press, 1968), pp. 44-47, 93ff. (Appendix VIII F) pp. 253-6.

(59) パーマーは回顧録で以下の如く総括している。「私は、一八七一年七月、及び翌年に庶民院に、その原則と目的を確認し、国王に総合法学校の設立特許の賦与を求める決議案を提出したが、時の政府の支持を受けることが出来ず、小差で否決された。ケアンズ卿の議長時代に、貴族院に同様の目的の法案と、大学改革の先例に倣って、法曹院の構成と管理機構の変更を意図したもう一つの法案を提出した(ケアンズ卿は原則に賛成していたが、強行することには慎重であった)。しかし、これらに目的のいずれも実現するだけの十分な支持を得ることが出来なかった。それらは新聞や公衆の興味をひいたものの、パツとしなかった。法曹の意見も分裂した。成功するためにはソリシタのみならず、バリスタからの支援が不可欠であった。その支持で私は始めたのだが、もはや支持を得る希望は失われた。当初運動に好意的であった有力バリスタの多くが徐々に脱落していった。

この結果には、三つの原因があった。ロンドン大学の側の嫉妬である。自ら法学校を持ち、有力バリスタの幾人かはその卒業生であったからである。法曹院の無気力で猜疑心の強い保守主義、そして、バリスタ志望者とソリシタ志望者を一つの教育システムの下で育成することへの強い偏見である。」(Roundell Palmer, Earl of Selborne,

一八九四年のグresham委員会で、議長のクーパーが失敗理由としてフュージョン論を強調するのに対して、セルボーンはロンドン大学の嫉妬を失敗の原因として強調した (*Gresham Minutes*, c. 7425, p. 523.)。

当時、インナ・テンプルの評議員として改革を支持し、同僚の冷淡な態度に遭遇した、C・E・ポロックは、主たる失敗の理由は、バリスタとソリシタに共通の試験を受けさせようとしたことかとの問いに、そのとおりと答えると共に、「そして、よそ者を入会させようとしたからです。インナ・テンプルの評議会で、彼等は「雉射ち」即ち地方ジェントルマンと呼び習わされているのです。」と答えた (*Ibid.*, p. 969)。

クラッケンソープ証言では、法曹院が共通教育に反対したが、ケアンズが共通教育に反対の主導権をとったわけではないと論じた。法科大学設立運動を評価する上で、クラッケンソープの証言は、後述のレークの発言と共に、セルボーンの回顧録を補う重要な証言となっている。グresham委員会報告は、バリスタ資格試験制度導入をはじめ、この期の法学教育改革の結果を評価する上で極めて貴重であるが、紙幅の関係上、次稿の課題としたい。なお、後述註(68)参照。法曹院資金の重要性については、ポロック発言を参照 (*Ibid.*, p. 699)。

(69) *Ibid.*

(70) *BB. V*, pp. 201-4, 208-10, *PP. Lords 1877*, vol. I, p. 496, 497.

(72) *The Incorporated Law Society Calendar for the Year 1881* (London, 1881), p. 25, pp. 127-136. 一八七三年の裁判所構成法によって、アトニーの呼称は廃止され、一八七五年一月一日以降、全アトニー、ソリシタは高等裁判所ソリシタ (Solicitors of the Supreme Court) となる。一八七七年法では、高等裁判所ソリシタにカンタベリ、ヨーク教会裁判所のプロクラトールとしての活動を認め、一八七六年法を受け、全ソリシタに教会裁判所での営業権を認める。同法の試験規定については、B. G. Lake, 'The Solicitor Act, 1877' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Bristol, 1877*, pp. 79-91.

ソリシタの側でも、地方裁判所での法実務独占を確立する必要に迫られていたのである。リーガル・エチケットを

一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結

成文化し、両プロフェッション間の権利・責任の分担を明確にし、法曹団体を代表性機関とすると共に、無資格者の営業を排除することを目的に掲げた法実務家協会 (Legal Practitioners' Society) が設立された。ロー・タイムズに掲載された呼び掛け文参照。LT, Nov. 15, 1873 [vol. LVI, p. 43].

(63) *Gresham University Commission*, Minute of Evidence c. 7425 (H. M. S. O., 1894) p. 679, 671.

(64) Grinham Keen 'The Solicitors of the Supreme Court and the Call to the Bar' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Manchester, 1878*, pp. 53-57. このマンチェスター大会の決議を受けて、ソリシタ協会の評議会は、実務経験五年のソリシタにバリスタ最終試験受験資格を与え、ソリシタのバリスタへの転職制限を排除するための法案を準備する。Annual Report of the Council to the General Meeting 1879, pp. 8-9, Annual Report of the Council to the General Meeting 1880, pp. 13-16.

W. E. Baxter, 'The Elementary Educations of Solicitors' in *Papers read at Annual Provincial Meeting of the Incorporated Law Society held at Cambridge on October 7 and 8, 1879* (London, 1879), pp. 145-9. はセルボーン法案の失敗を確認し、法科大学が当面実現不可能となった中で、ソリシタ内部改革としてのソリシタ修習生の教育改善のために何がなされるかを論じている。同じく J. Perry Godfrey, 'The Relationship between the Two Branches of the Legal Profession, considered in reference to the Public as well as Inter se' は、法曹院のソリシタ排除の態度 (Ibid. at p. 155ff.) に対し、一〇年ソリシタの法曹院入会予備試験免除要請の法案による転職容易化を目指しているが、法曹院の議会制定法による干渉拒否の態度の強いことを論じている (p. 162)。

一八八一年には、ソリシタ協会の関連法規、内規、設立経緯、活動概要、試験内容等を明らかにした。ソリシタ協今年鑑 (*The Incorporated Law Society Calendar*) を発行。その発行経緯と意義については Benjamin Green Lake, 'The Incorporated Law Society Official Calendar and Law Directories' in *Proceedings and Resolutions of the Annual Provincial Meeting, at Birmingham, 1884*, pp. 79-91. を参照。本書によつてソリシタ史の最初の試みがなされ、ソリシタの自己認識が高められた。Frederick E. Sawyer, 'A History of Solicitors and Attorneys' in

こうした動向に伴い、法学教育改革への熱意は、共通教育というより、地方ソリシタ修習生教育の改善にソリシタ協会の目を向けさせる方向へ転換していくことになるのである。

(65) 一八八一年裁判所構成法以降、裁判所規則制定権の変更に伴う、二名バリスタ制（国王顧問弁護士は単独では活動し得ない慣行）廃棄提案と、これに反対する平バリスタ（Junior Bar）の運動の中から生み出されたバリスタ委員会の設立、バリスタ評議会への発展の経緯については、Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, pp. 214-220.

(66) 安原義仁「オックスフォード大学における優等学位試験制度の成立」『大学史研究』二号（一九八一）四一—五七頁、本田毅彦「オックスフォードからインドへ」——一九世紀末学歴エリート就職戦略——『西洋史学』一五七号（一九九一）三五—三八頁参照。

(67) 一八五〇年ケンブリッジ委員会以降のケンブリッジの法学優等学位及び、法学学位制度改革については、E. C. Clark, *Cambridge Legal Studies* (Cambridge, 1888), pp. 79-92, p. 99ff. オックスフォードの法学優等学位課程については、F. H. Lawson, *op. cit.*, p. 20ff. 及び、註(68)へヘルタイン論文参照。

(68) 「イングラント法は修得されねばならないが、教えることはできず、修得されうる唯一の場所は裁判所やバリスタ事務所（Chamber）である」というのが、当時の法曹の一般的な見解であった。A. V. Dicey, *Can English Law be Taught at the University* (London, 1883) この教授就任講義はこの答えを覆すための宣戦布告であり、一九三五年に発行された『季刊法学評論』五〇年記念号は一八八五年以降の大学におけるイングラント法学の発展を記すものとなった。しかし、大学内部では法学の学問的評価は低いままであった。一八八八年段階になっても、ケンブリッジの法学優等学位は「最も容易な学位コース」という一般的评价を覆すことは出来ていなかった。(Clark, *op. cit.*, p. 9)。

一八九四年のグレンシャム大学委員会報告でも、クラークは「学位取得のための最も容易なコースではなくなった」(Gresham Minutes, p. 1129) と繰り返し主張するが、ポロックに言わせれば、学生が法学優等試験を受験するのは、それが比較的容易に合格しやすい優等学位であるからなのである。(Ibid., p. 698) もう一人のポロックは、C. E.

一九世紀後半イングラント法曹養成制度の展開とその帰結

Pollock p. 971 「大志を抱くならば法学コースを選ぶべきではない」と答えている。

二〇世紀になっても、ヘーゼルタインは、パブリック・スクール等から、法学優等学位に進んだ法曹を一流の法曹と見なし、著名パブリックスクール出身後、数学、古典、歴史で学位をとった後に、法学博士号をとり、法曹院に進んだ人々をトップ・ランクの法曹に位置付けている。因みに、中等学校出身で専門学校で法を学び資格試験準備をした人は第三ランクに、出来るだけ早く資格試験に合格するように私的に教育された人は最下層を占めるものと評価されている。Harold D. Hazeltine, 'Legal Education in England', 34 *Reports of the American Bar Association* (1909) p. 935f.

オックスフォード大学法学優等学位課程の歴史を著したローソンも、その第一章「諸起源」を終えるに際して、「法曹を志す第一級の能力をもつ人々の多くは、オックスフォードでは法学を履修せず、人文学 (Literae Humaniores) や、それほど多くはないが近代史といった他の学問を学んで、その後、バリスタ試験のために詰込受験勉強を行なった。九〇年代から三〇年代初めまで、幾人かが第二の優等学位のために法学を履修するようになったが、彼等は、通常法学教師になった。偉大な裁判官の多くがオックスフォード大学出身者であったのだが、法律優等学位課程 (the Final Honour School of Jurisprudence) 出身者はほとんどいなかった。今世紀になって徐々に変化が生じてきた」と結ばざるを得なかった。F. H. Lawson, *op. cit.*, p. 33.

イングランドの大学法学教育は、実務家の大学法学教育への不信と大学内部の法学への学問的評価の低さという両面の壁に挟まれながら、その地位を確立しなければならなかったのである。この点については、D. Sugerman, "Legal Theory, Common Law Mind and the Making of the Textbook Tradition", in W. Twining (ed.), *Legal Theory and Common Law* (Oxford, Blackwell, 1986) pp. 26-62, (D・シュカーマン／法文化研究会編訳『イングランドの法と社会——法の歴史社会学——』(風行社、一九九三年) 一三五頁以下)。

(69) 一万ポンドに及ぶ受験料収入を得ながらソリシタ協会は、会計を明らかにしていない。Gresham Minutes, p. 304. において Charles Ford の提出した書類参照。地方大学法学部への援助が本格化するの是一九二二年ソリシタ法で所

定機関での法学の学習を義務づけた後である。この法律の成立は、次に述べる、法学教師協会の運動の成果でもあった。Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 180-2. 一八八五年以降の法学教育の発展について、『季刊法学評論』五〇周年記念号のシェンクス論文参照。Edward Jenks, 'English Legal Education' 51 *LQR* (1935), pp. 162-179. シェンクスはオーストラリアの大学で法学教育に携わっており、マークビィは植民地インドの裁判官であり、当時の法曹界の主流ではなかった。マークビィはセルボーン法案審議では、シェッセルによって侮蔑的な言葉を浴びせられ (Hansard, July 25 1871 [vol. 208, col. 245])、シェンクスはグresham委員会でケンブリッジで七年間、嫌われ者の私塾講師乃至詰込教師業 (a member of the despised profession of coaches or crammers) に携わっていたと証言したが (*ibid.*, p. 1130) 彼らがイングランドの法学教育を革新者であった。

(70) *The Journal of the Society of Public Teachers of Law* (1924), p. 36, Jenks, *op. cit.*, p. 174. 設立大会当日の様子と反響については、*The Law Journal*, Dec. 19, Dec. 26, 1908 [vol. 43, pp. 778f., pp. 786f.] 参照。法学教育の主体は徐々に大学教授達に移りつつあったことを示している。

書簡類をはじめとする設立時の文書がリバーフォーム・トラストに保存されており今後の研究が待たれる。Records of Legal Education Project funded by the Leverhulme Trust (<http://IALS.sas.ac.uk/archives/Lerecord.htm>)

(71) Abel-Smith & Stevens, *op. cit.*, p. 178-180. 一九七一年法学教育委員会報告も一九一三年のホールデン報告における方向転換のの意義を重視している。1971 *Report* (Cmnd. 4595), pp. 11-15.